

令和6年度版 自治会便利帳



我孫子市マスコットキャラクター 手賀沼のうなぎちゃん



我孫子市

我孫子市 LINE 公式アカウント 友だち募集中

受信設定をすると、市からのお知らせ、防災無線（Jアラートとも連動）、子育て、健康、スポーツなど16のカテゴリーから欲しい情報を選んで受け取れます。
ごみの収集日の通知設定や分別検索もできます。

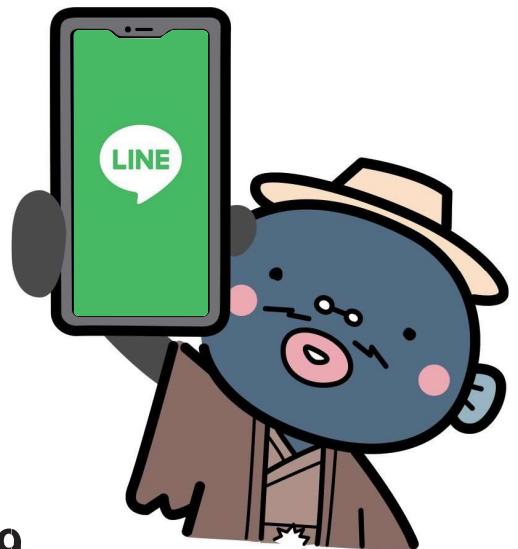
友だち追加の方法

- ①スマートフォンなどでLINEアプリ
またはカメラを起動し、右記QR
コードにかざす
- ②表示される画面で「追加」を選択

※受信設定をしないと情報が届き
ませんのでお気をつけください

メール配信サービスと同じ情報を LINEで受け取れます

メール配信サービスの解除を希
望する場合はご連絡ください。



我孫子市マスコットキャラクター
手賀沼のうなきちさん

秘書広報課広報室 ☎ 04-7185-1269

令和6年度版 自治会便利帳

目 次

年間予定表	1
市から自治会に対する助成金情報	
自治会活動助成金	8
自治会集会所整備事業等補助金	9
自治会等自動体外式除細動器設置補助金	11
コミュニティ助成事業	13
自主防災組織整備事業資器材及び助成金	14
防犯カメラ設置事業補助金	15
再資源化事業促進奨励金	17
街路灯設置事業等補助金	18
日本赤十字社掲示板又は防災看板設置に伴う費用の助成	19
自治会活動と関わりの深い市の事業や関係する団体の紹介	
1. 地域の防犯に関すること	21
2. 地域の防災に関すること	23
3. ごみの回収に関すること	25
4. 地域の福祉に関すること	27
高齢者なんでも相談室	29
障害者まちかど相談室	30
5. まちづくりに関すること	31
近隣センター・市民センター	33
まちづくり協議会	34
6. 地域の住環境に関すること	35
7. その他	36
こんな時は？(Q&A)	37
「別表1」我孫子市内の指定給水装置工事事業者	53
「別表2」我孫子市内の下水道排水設備指定工事店	54
持続可能な自治会活動に向けて、課題解決のヒント	55
自治会長に係る個人情報の提供について	56
自治会内の名簿作成について	57
認可地縁団体に関すること	59
市から依頼する配布・回覧・掲示について	62
我孫子市市民公益活動保障制度のしおり	63

年間予定表

事業、補助金及び助成金の名称		4月	5月	6月	7月	8月	
自治会活動	★自治会活動助成金 (市民協働推進課) P8参照		申請受付		順次、交付予定		
自治会集会所	◆自治会集会所 整備事業等補助金 (市民協働推進課) P9、10参照	【整備事業】					
			【事業実施年度の前年の9月末まで】 翌年度実施事業について事前協議書を提出				
		【借上げ事業】					
		申請受付	順次、交付予定				
自治会集会所・ 自治会活動所	★コミュニティ 助成事業 (市民協働推進課) P13参照						
			【事業実施年度の前年の7月末まで】 翌年度実施事業について事前協議				
防災	自主防災組織整備事業 資器材及び助成金 (市民安全課) P14参照	【自主防災組織の設立手続き】					
			随時、相談・申請受付				
		【資器材交付事業、資器材再交付事業】					
			自主防災組織設立時、又は設立25年経過時に申請、				
		【活動助成事業】	防火防災訓練を実施する日の14日前までに申請、 実施後14日以内に実績報告を行う				
		【借地助成事業】					
		申請受付 (新規は随時受付)	申請後、1ヵ月程度で 交付決定通知書を送付				

9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
						←申請書様式送付予定→
→						
→						←申請書様式送付予定→
→						
9月中旬まで申請						
						→
						→
設立後なるべく早い時期に交付、資器材交付後速やかに完了報告を行う						
		確定通知到着後、交付請求書を提出 請求書を提出後1ヵ月程度で交付				
	年間分支払い完了後、 または事業年度終了後に報告書を提出			確定通知到着後、交付請求書を提出 請求書を提出後1ヵ月程度で交付		

事業、補助金及び助成金の名称		4月	5月	6月	7月	8月
防犯	防犯カメラ設置事業補助金 (市民安全課) P15、16参照	← 申請準備期間 →				申請書提出←
		← 次年度設置相談期間(申請年度の前年8月末まで) →				
環境整備	再資源化事業促進奨励金 (生活衛生課) P17参照	← 回収業者が発行する資源回収実績報告をもとに奨励金の額を、			→ 資源回収用具の管理に関する意向調査	
	◆街路灯設置事業等補助金 ※市への移管が完了していない自治会のみ対象 (道路課) P18参照			【6月上旬】申請書様式等送付	【7月上旬】申請書等提出締切	【8月上旬】決定通知書、実績報告書様式等送付
福祉	★日本赤十字社掲示板又は防災看板設置に伴う費用の助成 (社会福祉課) P19参照	日本赤十字社活動資金(社資)協力説明会時に申請書を配布			← 助成金交付申請受付期間 <7/1~1/31>	

- ★印は市から全自治会に書類を送付いたします。
◆印は市から該当する自治会に書類を送付いたします。

9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	設置期					
決定通知		→	実績報告書提出	確定通知 請求書提出	交付	
決定する						→ → 登録団体変更届 (代表者や振込先 等の変更)
【9月末】 実績報告 書等提出 締切	【10月上旬】 確定通知書、 請求書、口 座振込依頼 書様式等送 付 【10月末】 請求書・口 座振込依頼 書等 提出締切		交付			
				→		
					→	
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>[随時] 決定通知書、実績報告書様式等送付 → 掲示板又は防災看板設置完了後20日以内に実績報告書を提出 → 確定通知書、請求書様式等送付 → 請求書提出 → 交付</p> </div>						



市から自治会に対する助成金情報

自治会活動助成金	8
自治会集会所整備事業等補助金	9
自治会等自動体外式除細動器設置補助金	11
コミュニティ助成事業	13
自主防災組織整備事業資器材及び助成金	14
防犯カメラ設置事業補助金	15
再資源化事業促進奨励金	17
街路灯設置事業等補助金	18
日本赤十字社掲示板及び防災看板設置に伴う費用の助成	19

自治会活動助成金

[市民協働推進課 市民活動推進係]

地域住民相互のふれあいを促進し、地域のまちづくりの推進を図ることを目的とします。

～対象者～

市に自治会等として届け出ている団体です。

～申請時期～

4月1日から6月末日まで

～交付基準額～

4月1日現在の自治会加入世帯数に300円を乗じた額（上限なし）。

～交付の時期～

8月末までに交付予定

～提出書類～

様式は3月末に、各自治会長宛てに送付します。

1. 交付申請書
2. 前年度事業報告書
3. 新年度事業計画書
4. 前年度収支決算報告書
5. 新年度収支予算書
6. 世帯数確認書
7. 交付請求書

自治会集会所整備事業等補助金 [市民協働推進課 市民活動推進係]

地域住民相互のふれあいと連帯を図るため、自治会が行う自治会集会所の新築、増改築、修繕もしくは石綿除去または集会施設を設置するための建物の借用、集会所用地を確保するための土地の借用に対して補助金を交付します。

～対象者～

市に自治会等として届け出ている団体です。

～申請時期～

整備・借上げを希望する場合は、事業を実施する年度の前年9月末日までに集会所整備事業補助金事前協議書により事前協議が必要です。

整備事業については、着工前に申請してください。

借上げ事業については、当該年度の4月1日から4月末日までに申請してください。

～交付基準額・補助対象となる経費～

〈整備事業〉

事業の種類	交付基準額
新築事業	10分の6(限度額1,500万円) 1万円未満の端数切捨て
増改築事業	10分の5(限度額300万円) 1万円未満の端数切捨て
修繕事業	10分の5(限度額100万円) 1万円未満の端数切捨て
石綿除去事業	石綿除去等事業として算出された額の全額 ※市が自治会に譲渡した集会所が対象となります
対象となる経費(例)	<ol style="list-style-type: none"> 1 本体工事費(外装・内装、キッチン・浴室・トイレ、工事施工のため直接必要な足場や養生など) 2 電灯照明工事費(照明器具の交換など) 3 給排水衛生工事費(キッチンや浴室、トイレの水回りの配管など) 4 冷暖房工事費(エアコンの設置、買い替えなど) 5 ガス工事費(給湯器、ガス配管など) 6 防火、消火工事費(防火戸、防火シャッター、消火器、スプリンクラーなど) 7 放送等弱電工事費(電話やテレビの配線など) 8 門、囲障及び簡易な整地等の工事費 9 その他工事事務費(工事施工に直接必要な事務に要する費用など) 10 石綿含有調査に要する費用、石綿の除去、囲い込み又は封じ込めに要する工事費、廃石綿の運搬又は処分に要する費用

過去に補助金の交付を受けている場合、補助金の交付を受けた年度の翌年から起算して、次の年数を経過するまでの間は新たに整備事業に係る補助金の交付はできません。

- ・新築事業 20年
- ・増改築事業 10年
- ・修繕事業 5年

〈借上げ事業〉

事業の種類	交付基準額
土地の借用事業	年間賃料の10分の7(限度額20万円)
建物の借用事業	月額賃料の10分の7(限度額10万円)
対象とならない経費	土地の借用… 権利金、保証金、預り金、手数料、更新料 建物の借用… 礼金、保証金、敷金、手数料、光熱水費、共益費、管理費、更新料

～交付の時期～

請求後、1か月以内を予定

～提出書類～

様式は3月末に、前年度に事前協議書を提出し、採択された各自治会長宛てに送付します。

1. 交付申請書
2. 集会所整備事業補助金実施予定書（整備・借上げ事業）
3. 集会所整備事業補助金収支予算書（整備・借上げ事業）
4. 用地確保を証する契約書類の写し（整備事業）
5. 工事請負契約書の写し（整備事業）
6. 建築確認通知書の写し及び設計図書（整備事業）
7. 賃貸借契約書の写し（借上げ事業）
8. 土地又は建物の登記簿謄本の写し（借上げ事業）

自治会等自動体外式除細動器設置補助金 [市民協働推進課 市民活動推進係]

安全・安心なまちづくりを推進するため、自動体外式除細動器（AED）を設置する自治会・マンション管理組合に対し補助金を交付します。

～対象者～

下記条件を全て満たす自治会・マンション管理組合

- ① AEDを24時間誰でも使える状態で設置をすること。
- ② 設置する場所からおおむね半径100メートル以内に同様のAEDが設置されていないこと。
- ③ 設置場所が屋外である場合は、温度管理ができ、風雨がしのげる屋外型AED収納ボックス等を使用すること。
- ④ 実績報告を行う前までに、設置する自治会に所属する方が消防署等が行う救命講習等を修了していること。
- ⑤ AEDの設置場所の所有者の許可を得ていること。
- ⑥ 設置するAEDの管理責任者を置くとともに、日常点検及び定期点検を行うこと。
- ⑦ 購入する場合にあっては動産総合保険（盗難補償があるものに限る。）に加入し、AEDを賃貸借契約により賃借する場合にあっては盗難補償を含む契約とすること。
- ⑧ AEDの設置後に、我孫子市自動体外式除細動器設置施設登録要綱第4条の規定により登録の申請をし、かつ、千葉県AEDの使用及び心肺蘇生法の実施の促進に関する条例に規定するAED情報の提供に係る届出をすることにより、AEDの設置場所をホームページ等において公開できること。

～補助対象経費～

- ① AED本体購入費
- ② AEDの収納ボックスの購入費及び取付（設置を業者に依頼する場合に限る）費用
- ③ 付属品（バッテリーパック及び使い捨て除細動パッド等）及び付属品の交換費用
- ④ 保険料（AEDを購入する場合は、初期導入時に限る）
- ⑤ その他付随して必要となる備品の購入費用
- ⑥ 上記1から5の費用の賃貸借（リース）に係る費用

～補助額～

補助対象経費の2分の1の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、限度額は、次のとおりです。

購入の場合	250,000円
賃貸借（リース）する場合	年額 60,000円

～提出書類～

1. 補助金交付申請書
2. AEDの規格、耐用年数等が確認できるカタログ、仕様書等
3. 設置場所の位置及び場所が分かる平面図
4. 設置場所の所有者の許可を得ていることが分かる書類

申請書等の様式は市ホームページよりダウンロードください。
我孫子市ホームページで検索してください。

AED 補助金

検索



一般財団法人自治総合センターの助成事業です！

コミュニティ助成事業

[市民協働推進課 市民活動推進係]

宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するための助成金です。

申請を希望する場合は市民協働推進課へご相談ください。なお、この事業は自治総合センターの予算等の理由により、助成対象とならない場合もありますので予めご了承ください。

～対象者～

自治会・町内会等、地域で活動する団体です。

～申請時期～

事業を実施する年度の前年の9月中旬まで

※市を通じて申請できる団体数は原則1団体です。複数の団体から申請があった場合は、翌年以降の申請となる場合があります。

～交付基準額及び補助対象経費～

① 一般コミュニティ助成事業

- ・コミュニティ活動に直接必要な備品等の設備（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業に対し、100～250万円助成する。

② コミュニティセンター助成事業

- ・コミュニティ活動推進のために必要な自治会集会所等の新設又は修繕等に対して、対象総事業費の5分の3以内、1,500万円を限度に助成する。

※基準額、補助対象については変更になる場合があります。

～交付の時期～

請求後、1か月以内を予定

～提出書類～

1. 事前協議書
2. 会則
3. 活動状況の説明資料（総会資料など）
4. 収支予算書
5. 見積書
6. 決算書（事業に係る前年度決算）
7. 事業概要の説明書（事業の内容、写真など）
8. その他（事業内容により提出書類が異なります。）

自主防災組織整備事業資器材及び助成金

[市民安全課 危機管理係]

災害時における地域住民による避難救護体制の整備及び初期消火体制等の強化を図るための助成金です。

～対象者～

一定の地域の住民によって構成され、当該地域の防災活動を行うことを目的に自主的に組織された団体です。自主防災組織については、P23を参照ください。

※申請には、事前に自主防災組織設立届の提出が必要です。

～申請時期（対象含む）～

- ① 資器材交付事業 自主防災組織設立時
- ② 資器材再交付事業 設立から 25 年経過し、かつ直近3箇年連続して防災訓練を実施した自主防災組織（年度ごと）
- ③ 活動助成事業 防火防災訓練を実施する日の 14 日前まで
- ④ 借地助成事業 毎年 4 月 1 日から 4 月 30 日まで（年度の中途に申請する場合を除く）

～交付基準額及び補助対象経費～

- ① 資器材に要する経費は 50 万円を限度とする。但し 1 組織 1 回限り。（新規設立の場合）
- ② 資器材に要する経費は 30 万円を限度とする。（再交付の場合）
【計算方法】10 万円＋（400 円×世帯数）
- ③ 防火防災訓練に要する経費が対象。組織の加入世帯に応じそれぞれ次に掲げる額とし、25,000 円を限度として助成。
 - （1）50 世帯以下 10,000 円
 - （2）51 世帯以上 10,000 円＋（世帯数－50 世帯）×100 円
- ④ 資器材保管倉庫用地借上げ経費に対する助成。賃貸借した土地の年間賃料とし、次の算式により求めた額とする。ただし、19,440 円以内とする。
算式：300 円×借地面積（坪）×12 ヶ月×0.9

～提出書類～

- ① 自主防災組織整備資器材交付申請書
- ② 補助金等交付申請書、防火防災訓練実施届出書、自主防助成金収支予算書（任意の書式可）、訓練案内紙（回覧版、自治会報などでお知らせしているもの）
- ③ 補助金等交付申請書、借地契約書の写し

防犯カメラ設置事業補助金

[市民安全課 防犯・空家対策係]

地域の防犯活動の一環として、街頭防犯カメラを設置する地域団体に対し、設置費用の一部を補助する制度です。

～対象者～

市内の町会・自治会、商店会、事業所、私立保育園・幼稚園、自主防犯活動団体等です。

～申請時期～

1. 防犯カメラの設置を予定している団体は、事業実施（設置）年度の前年8月までに市との協議をお願いします。
※年度につき1団体2台を想定しています。
2. 事業実施年度には設置場所を確定し、申請の準備を6月末までに完了してください。設置開始は9月以降になります。

～交付基準額及び補助対象経費～

(1) 補助の交付対象となる防犯カメラ

- 撮影区域の2分の1以上の面積が公道(不特定多数の車両や人が通行する場所)であって、特定の個人及び建物等を監視しないこと
- 団体内で防犯カメラの設置について合意を得ること
- 防犯カメラを設置する周辺の住民の合意を得ること
- 防犯カメラの設置について、道路交通法等の法令に基づく許可が必要である場合は、当該許可を得ること
- 防犯カメラを設置している旨や設置団体名を表示版により表示すること
※駐車場やごみ集積所等の管理や監視、その他防犯以外の目的(いたずら防止・捨て猫対策等)としたものは補助対象外になります。
※設置場所については、あらかじめ我孫子警察署にご相談ください。

(2) 補助対象となる防犯カメラの設置経費

- 防犯カメラ、録画装置等の機器購入費用
- 防犯カメラの設置表示板の設置に係る購入費用
- 防犯カメラの設置工事及び専用柱の設置工事に係る費用
※設置から5年間は適切な管理をしていただきます。カメラは水やほこり、録画装置は熱に弱いことから設置するうえで対策を考慮してください

<補助対象外の設置費用（主なもの）>

- モニター設置費用
- リース契約やレンタル、機器の維持管理費（電気料金、保守管理費等）
- 防犯カメラの設置場所に関する既存設備の撤去費
- 移設に要する費用
- 土地の造成費
- 土地または建物の使用もしくは取得または補償に要する費用
- 東京電力等の事前調査費用・共架料
- 予備の記録媒体の購入費など

(3) 補助金の額

補助金の額は、「補助の交付対象となる防犯カメラ設置経費（補助対象外設置経費を除く）」の2分の1以内とし、限度額は1台につき20万円です。

※設置後に維持管理費（電気料金、保守管理費）等、ランニングコストがかかります。カメラや録画装置にも寿命があるため、更新についても検討しておくことが大切です。

～交付の時期～

交付確定通知書が到着後、請求してから1か月半から2か月程度

～提出書類～

1. 我孫子市防犯カメラ設置事業補助金交付申請書
2. 防犯カメラ設置箇所の位置図及び現況写真
3. 撮影範囲を記した平面図
4. 防犯カメラの設置に係る費用の見積書の写し
5. 設置する防犯カメラの概要が分かる図面、カタログ等の書類
6. その他市長が必要があると認める書類

再資源化事業促進奨励金

[生活衛生課 生活環境係]

自治会等が自ら設置したごみ集積所において、定められた方法で資源の再資源化を図ることを目的とする奨励金です。

自治会等の皆様におかれましては、身の回りでできる3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進にご協力をお願いします。

～対象者～

自らごみ集積所を設置している自治会・町内会等です。資源回収登録団体に申し込む必要があります。市に用具の保管と出し入れを依頼している団体は除きます。

～申請時期～

随時申請受付

～提出書類～

1. 資源回収登録団体申込書

～登録内容の変更～

代表者や振込口座名義など変更がある場合は速やかに変更の届出をしてください。

街路灯設置事業等補助金

[道路課 管理係]

地域における夜間の交通安全の確保を図ることを目的とした補助金です。

～対象者～

街路灯を設置又は維持管理する自治会・町内会等です。なお、街路灯を市へ移管した自治会や、道路以外（駐車場や路地状部分等）の私有地を照らしている街路灯は、街路灯設置事業補助金の対象外となります。

～申請時期～

- これまでに助成を受けており、補助対象である街路灯を保有する自治会は、6月上旬に道路課から送付される補助金交付申請書に必要事項を記入し、7月上旬までに提出してください。

～交付基準額及び補助対象経費～

①付替え・新設…LEDのみ対象

（既存ポールを利用される場合は電柱共架に相当します。）

- LED10VA まで ※
電柱共架 上限 14,800 円／ポール新設 上限 21,000 円
 - LED20VA 以上 ※
電柱共架 上限 22,500 円／ポール新設 上限 28,700 円
- ※付替え灯具の明るさは工事店にご相談ください。

②維持管理

- 電気料…・LED 全額（但し、前年度実績）／ ・LED 以外 2,220 円
- 修繕費…・LED 以外 600 円

～申請時の提出書類～

1. 補助金交付申請書
2. 東京電力から送付される電気料金集約分内訳表の写し（5月分）
3. 東京電力の領収書の写し（5月分）
4. 街路灯の場所を示した位置図
5. LED新設・付替の際は、見積書の写し
（すでに設置済の場合は、請求書・領収書の写し、工事前後の写真）
6. LED新設の際は、新規設置に関わる電気料金申請書

～交付の時期～

- 1 2月交付予定

日本赤十字社掲示板又は防災看板設置に伴う費用の助成

[社会福祉課 社会福祉係]

町内会・自治会が掲示板又は防災看板を設置する際に、その費用を助成するものです。

～対象者～

日本赤十字社に活動資金（社資）を納入した町内会・自治会です。

- ① 1町内会・自治会につき、掲示板又は防災看板どちらか1基の申請に限る。
- ② 前年度に助成を受けていない町内会・自治会であること。
- ③ 掲示板又は防災看板に「日本赤十字社我孫子地区」と表示すること。

～申請時期～

7月1日から1月31日まで

～交付基準額及び補助対象経費～

- ① 日本赤十字社掲示板設置費用は8万円を上限とする。
- ② 防災看板設置費用は6万円を上限とする。

～申請～（提出書類）

- ① 日本赤十字社掲示板又は防災看板設置費用助成金交付申請書（様式第1号）
※4月に町内会・自治会に送付します。
- ② 見積書の写し

～決定通知～（順次担当課から送付します。）

- ① 日本赤十字社掲示板又は防災看板設置費用助成金決定通知書（様式第2号）
- ② 日本赤十字社掲示板又は防災看板設置費用助成金実績報告書（様式第3号）

～完了報告（看板設置後20日以内）～（提出書類）

- ① 日本赤十字社掲示板又は防災看板設置費用助成金実績報告書（様式第3号）
※領収書写し、掲示板又は防災看板完成写真を添付してください。

～確定通知～（担当課から送付します。）

- ① 日本赤十字社掲示板又は防災看板設置費用助成金確定通知（様式第4号）
- ② 日本赤十字社掲示板又は防災看板設置費用助成金請求書（様式第5号）

～請求書～（提出書類）

- ① 日本赤十字社掲示板又は防災看板設置費用助成金請求書（様式第5号）

～支払い振り込み～

- ① 請求書提出後1か月程度



自治会活動と関わり の深い市の事業や関 係する団体の紹介

1. 地域の防犯に関すること・・・・・・・・・・ 21
2. 地域の防災に関すること・・・・・・・・・・ 23
3. ごみの回収に関すること・・・・・・・・・・ 25
4. 地域の福祉に関すること・・・・・・・・・・ 27
 - 高齢者なんでも相談室・・・・・・・・・・ 29
 - 障害者まちかど相談室・・・・・・・・・・ 30
5. まちづくりに関すること・・・・・・・・・・ 31
 - 近隣センター・市民センター・・・・・・・・ 33
 - まちづくり協議会・・・・・・・・・・ 34
6. 地域の住環境に関すること・・・・・・・・ 35
7. その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

1. 地域の防犯に関すること

《担当課 市民安全課 防犯・空家対策係》

防犯の取組について

- ・市内では、車上ねらいや空き巣、不審者による小中学生への声かけ等、犯罪は身近におきています。警察署もパトロールを強化し、犯罪抑止と検挙に全力を挙げていますが、市域は広く、限界があります。
- ・市民の皆さんの「自分の身は自分で守る」、「自分たちの地域は自分たちで守る」という防犯意識と結束力が「地域の防犯力」の向上につながり、犯罪の抑止に非常に有効です。
- ・市民の皆さんによるパトロールを中心とした自主防犯活動は、「犯罪を起こしにくくする環境」をつくるために効果的です。
- ・市は、防犯パトロールを実施する防犯ボランティア団体に防犯活動用品の貸与等の支援をしています。また、防犯カメラを設置する際の補助金（P 15参照）もありますので、ご活用ください。

防犯ボランティア

地域では、皆さんの安全のために、様々なボランティアが防犯活動を行っています。

- ・**防犯指導員**…主に自治会から選出されています。警察や市と一体となって、市内一斉防犯パトロールや地域パトロールを実施しています。
(パトロールの際には、市の生活安全パトロール車を利用できます)
- ・地域の防犯の窓口として、防犯に関する情報を地域の方々に伝えたり、地域の防犯上の問題を警察や市に伝えたりもしています。
- ・**地域防犯連絡所**…「家」を拠点に普段は防犯指導員と一緒に活動しています。「地域防犯連絡所」と書かれたプレートが目印になっているので、地域の防犯に関する困りごとがあったら相談してみましよう。
- ・**少年指導員**…学校教職員・PTA・その他核協力団体より推薦された方々で構成されていて、市内6中学校区ごとに児童生徒の見守り活動等を行っています。白いウィンドブレーカーが目印です。



ひ と く ち × も

だまされないで!!! 電話 de 詐欺

我孫子市内では、令和5年1月から令和5年12月までの間で、電話 de 詐欺の被害額が約8千350万円でした。

電話 de 詐欺等と思われる不審な電話がかかってきたら・・・

「まず確認! あせらず誰かに相談」しましょう。

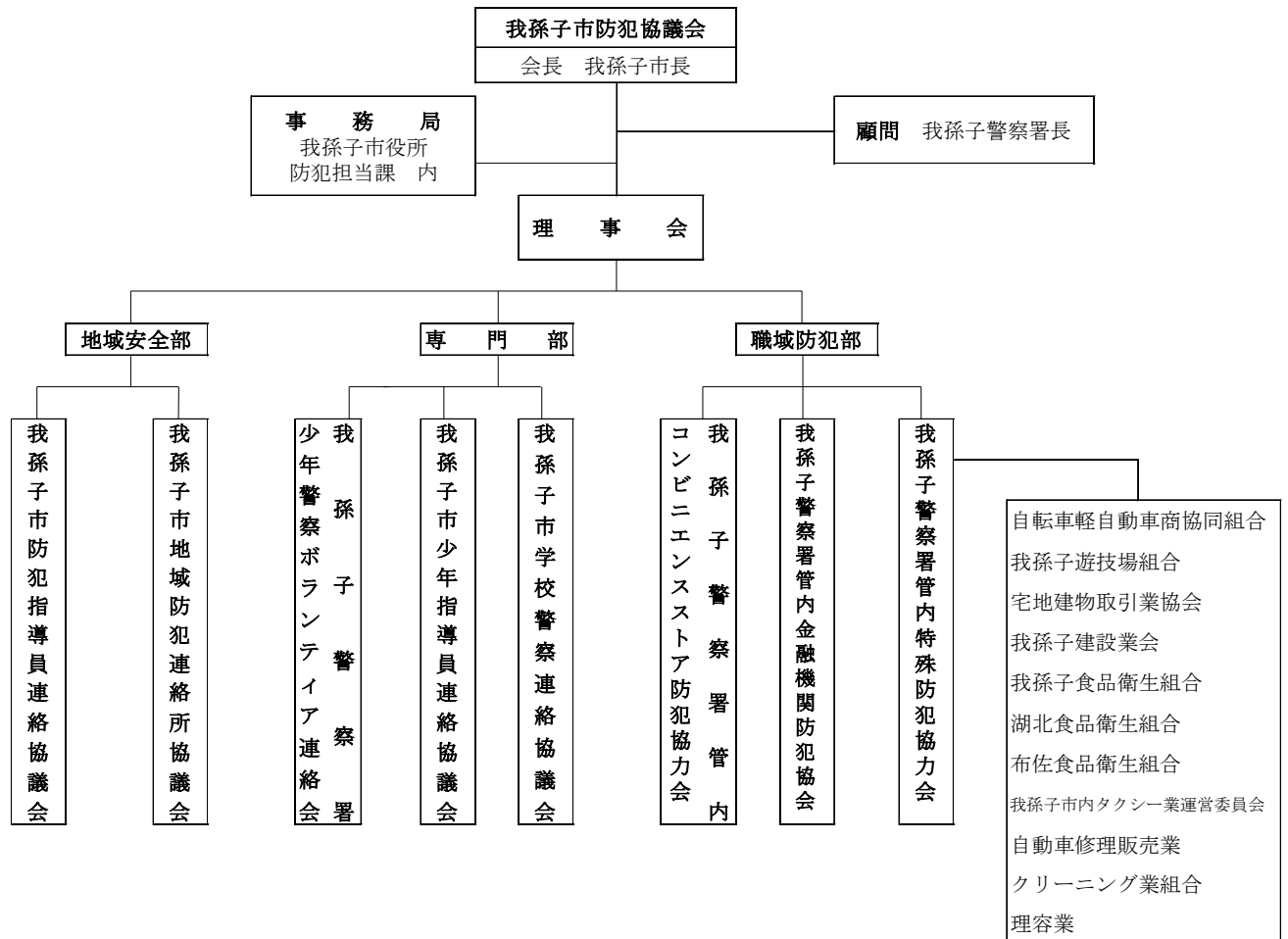
我孫子警察署 生活安全課 ☎04-7182-0110

我孫子市消費生活センター ☎04-7185-0999 (相談専用電話)

我孫子市防犯協議会

- ・我孫子警察署等の協力を得て、地域で中心となって活動している防犯指導員連絡協議会をはじめ、各種防犯関係団体で組織し、地域における自主的な防犯活動の促進・犯罪情報や防犯対策の提供などの活動の展開により、犯罪のない住みよい安全安心なまちづくりに寄与しています。

我孫子市防犯協議会組織図



2. 地域の防災に関すること

大規模災害が発生した際には、被害が広範囲に及びます。

このため、個人・家族による「自助」、地域の自治会・自主防災組織、団体等による「共助」、市をはじめとする防災関係機関による「公助」が、連携した支援体制を構築することが重要です。

日頃から、各家庭や自治会・自主防災組織で、それぞれの役割に応じた災害への備えをしておきましょう。

総合防災訓練について

《担当課 市民安全課 危機管理係》

- ・災害対策を円滑に実施するため、市民、学校、自主防災組織、ボランティア、防災関係機関等の参加協力を得て、総合防災訓練を実施しています。
- ・主な内容は、避難誘導訓練、救出救助訓練、応急救護訓練などです。
- ・訓練は、市内に震度6強以上の地震が発生、大きな被害が発生したことを想定して行っています。
- ・大規模地震時には、「地域防災計画」に基づいて6区域（我孫子北部、我孫子南部、天王台、湖北、新木、布佐）に地域対策支部が設置され、近くに居住する職員が参集して対応にあたります。訓練では、地域住民や防災関係機関などと協力して速やかな応急活動が実施できるよう行っています。



地域で防災の活動をする組織の紹介

自主防災組織

- ・自治会単位で地域住民が設立する防災組織です。市内には140の自主防災組織が設立されています。

我孫子市自主防災組織連絡協議会

- ・市内の全自主防災組織で構成します。
- ・自主防災組織相互の救護、救援活動等の協力体制の充実を図ることなどを目的としています。
- ・自主防災組織相互の情報交換などを行っています。そのほか、防災施設見学などの研修会も実施しています。

問 市民安全課 危機管理係

消防団

- ・地域の住民により組織されます。市内には21の分団が各管轄区域を受け持ちます。
- ・火災や災害時には消防署と共に活動。台風や大雨、洪水による災害発生時には水防団として警戒や防ぎょ活動に従事します。
- ・火災予防の広報活動を行うほか、花火大会等では火災警戒を行います。

■自治会との関わり

- ・消防団が円滑に活動するためには、自治会等の協力と理解が不可欠です。また、消防団に入団いただける方は、事務局（消防本部）にご連絡ください。

問 消防本部 警防課（04-7181-7701）

《災害時に避難行動要支援者を守るため、地域が一体となって取り組みましょう》

- ①日頃から、自治会・自主防災組織・地区社協・民生委員など、支援する人たちの中で「顔の見える関係」をつくっておくこと。
- ②市から提供される要支援者の名簿を活用して所在確認などの情報共有を図ること。
- ③地域の自主防災訓練において、避難支援訓練を実施し、支援方法等について決めて習熟を図ること。
- ④災害時には、安否確認や避難行動支援、声掛けを行うこと。また、市及び福祉関係団体、地域の支援する人と避難支援の協力をすること。

■市では、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、名簿情報の利用及び提供を行うことにより、自助・共助・公助が一体となって避難行動要支援者の支援体制を構築し、災害時の避難等における効果的な支援を行うことを目的として「我孫子市避難行動要支援者避難支援計画」を、平成26年10月に策定しました。

■自治会等への避難行動要支援者名簿の提供は順次実施しています。

《担当課 市民安全課 危機管理係》

避難行動要支援者とは

- ・災害が発生した場合等に、自ら避難することが困難な方であって、特に避難の支援が必要な方々をいいます。
- ・市は、次のような方々を避難行動要支援者として名簿に記載しています。
 - ア) 要介護認定3～5を受けている者
 - イ) 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者（心臓機能障害のみで該当するものは除く）
 - ウ) 療育手帳A・Bを所持する知的障害者
 - エ) 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
 - オ) 市の生活支援を受けている難病患者
 - カ) 要介護1～2を受けている独居の世帯で名簿への記載を希望する者
 - キ) 市、自治会長、民生委員が支援の必要を認める者で、かつ当該者の世帯の世帯主が名簿への記載を希望する者
 - ク) 外国人、妊婦、乳幼児等がいる世帯で、世帯主が名簿への記載を希望する者

日本赤十字社

- ・国内、国外で人道的活動を展開しています。各都道府県に支部が、各自治体に地区区分があり、我孫子市でも、我孫子市地区が地域の献血事業や災害支援活動などを行っています。
- ・赤十字奉仕団（ボランティア団体）もあり、献血会場でのお手伝い、自治会などの依頼で、三角巾の使い方など防災に役立つ講座の講師も引き受けています。団員は、随時募集しています。

■日本赤十字社の活動資金募集について

- ・赤十字活動は、一般の方々から寄せられる活動資金で運営しています。4月に、自治会むけに資金の協力を呼びかけています。

問 社会福祉課 社会福祉係



ひ と く ち メ モ

市からの情報を無料配信！！

市では、携帯電話やパソコンのメールアドレス宛へ市からのお知らせを配信しています。配信される情報は、「火災情報」「防災・防犯情報」「防災無線情報」「不審者情報」等です。

abiko-reg@kmel.jp に空メールを送信すると、折り返し、登録案内メールが送られてきますので、登録してみてください！

3.ごみの回収に関すること

ごみ集積所の維持管理について 《担当課 生活衛生課 ☎ 04-7185-1130》

①ごみ集積所とは

- ・ごみや資源を効率よく回収するためには、ごみ集積所の設置が必要です。
- ・ごみ集積所は、自治会等の利用者の皆様によって場所が決められ、維持管理も利用者の皆様によって行われています。
- ・ごみ集積所の移動や変更をするには、協議が必要です（担当にご相談ください）。

②ごみ集積所の維持管理について自治会の役割

- ・自治会の皆様には次のような役割をお願いしています。
1. ごみ等の排出時は、飛散防止用のネット（右図）などを利用して近隣に飛散しないように努めること。
 2. 集積所を常に清潔な状態に保持すること。
 3. 生活衛生課から送付されるパンフレットやクリーンカレンダーなどを利用者に配布すること。
 4. 集積所の利用者に、分別排出や集積所の維持・管理について啓発を行うこと。
- ・集積所に出したごみが収集されるまでは排出した方のごみであること、収集されなかった場合は排出指導シール等の指示に従って正しい排出をすることを周知し、ごみ当番の方の負担にならないようにお願いします。



市民参加で行っている清掃活動

自治会での参加をお待ちしています。

名称	手賀沼ふれあい清掃	古利根沼清掃	利根川河川敷清掃
実施日	12月の第1日曜日	11月中旬	11月頃
集合場所	手賀沼公園多目的広場	古利根沼中央 我湖（あこ）排水広場	ゆうゆう公園 ふさ復興会館
主催	手賀沼ふれあい清掃 実行委員会	市	市
問合せ	手賀沼課 手賀沼係	公園緑地課 緑化推進係	治水課 管理係

※詳しい内容や参加方法は、広報あびこなどでご確認ください。

再資源化事業について

《担当課 生活衛生課 ☎ 04-7185-1130》

① 再資源化事業とは

- 自治会等の団体が設置した集積所に一般家庭が分別排出した資源類を、回収業者が種類別に回収・リサイクルすることにより、再資源化の促進を図る事業です。
- 資源回収用具を管理する団体には、奨励金を交付しています（→P17参照）。
- 自治会等の皆様におかれましては、身の回りでできる3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進にご協力をお願いします。

② 資源回収用具当番の負担軽減策

- 再資源化事業は、自治会等の協力により着実に効果を上げてきましたが、道路上の集積所である等の理由で資源回収用具の保管場所を確保できないために、高齢となった会員が自宅と集積所を行き来して資源回収用具を準備することや、自宅で廃食用油容器を洗浄することが大きな負担であるとの意見が寄せられるようになりました。
- 今後も用具の出し入れを負担と感じる人が増えることが予想されるため、用具の出し入れについて次の2つの選択肢を用意し、自治会等に選んでいただくことにしました（毎年7月頃、意向調査票を自治会等に送付します）。

1. 奨励金交付を受け、当番制（管理人や第三者を含む）で実施する。

2. 奨励金交付を受けず、用具の保管と出し入れを市が実施する。

※資源回収用具の管理は市が実施しますが、可燃ごみの飛散防止対策など集積所を清潔な状態に保持する役割は1、2どちらを選んでも、自治会等の役割となります。

※高齢の方からは「用具の出し入れの当番は負担だが、当番免除が言い出しにくい」との声も聞かれます。当番制を選択した自治会においても、ご近所で当番が困難な方がいる場合にはご配慮いただけるようお願いいたします。

③資源の持ち去り防止

- ごみ集積所からの資源の持ち去りが多発したため、市はパトロールを強化しています。
- 資源の持ち去りを見かけた場合は、市に車輛ナンバー等の情報をお寄せください。

④ 資源回収登録団体役員や奨励金の振込先などの変更

- 生活衛生課に速やかにご連絡ください。



ひ と く ち め も

ごみ出しマナーを守ろう！

ごみ集積所のごみが散乱しているのは、カラスや猫が餌を求めてごみをかき出していることが原因です。カラスなどは、少しの隙間でも、ごみを取り出すことができます。

集積所に飛散防止用ネット等がある場合は、ごみ排出後に隙間のないようにすることで、被害は減少します。また、天王台南地区では、地域の方が手づくりの折りたたみサークルを設置し、被害が軽減されたという例があります。地域で協力しながら街をきれいにしたいですね。

《サークルに関する問合せ：生活衛生課》

4. 地域の福祉に関すること

市では、高齢者や障害者に関する相談支援窓口を設置しています。地域でお困りの方がいらっしゃいましたら、これらの相談室のご案内をお願いします。また、自治会として困っていることがある場合にもご相談ください。

高齢者なんでも相談室 《担当課 高齢者支援課 地域包括ケア係》

① 高齢者なんでも相談室とは

- ・高齢者やそのご家族が、気軽になんでも相談できる地域の身近な窓口として設置しています。
- ・相談窓口や電話はもちろん、ご自宅や福祉施設、医療機関等に出向くこともできます。
- ・誰もが、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャー、認知症地域支援推進員の専門スタッフによる介護・福祉・健康・医療に関するチーム支援を行います。
- ・介護保険や市の福祉制度の説明、申請手続きの代行も行っています。
- ・介護保険の認定を受けていない方も、気軽にご相談いただけます。

② 高齢者なんでも相談室が利用できる日・時間、連絡先など

- ・我孫子北地区、我孫子南地区、天王台地区、湖北・湖北台地区、布佐・新木地区を担当地域とする5つの相談室があります。
- ・各相談室の連絡先、地図、開室時間等はP 29をご覧ください。
- ・各地区とも、緊急の場合は時間外でも電話対応をしています。

障害者まちかど相談室 《担当課 障害者支援課 相談係・サービス調整係》

① 障害者まちかど相談室とは

- ・障害者やそのご家族の身近な地域での相談・支援体制を充実させるため、障害者支援課内に基幹相談支援センターを、また市内5地区に障害者まちかど相談室を開設しています。
- ・地域に暮らす障害者が、住み慣れた地域で安心して生活していけるよう福祉・就労・医療などの相談を行います。
- ・障害福祉サービス利用のための計画作成や市の福祉制度の説明も行っています。
- ・相談は無料です。障害者手帳の交付を受けていない方やご家族でも利用できます。

② 障害者まちかど相談室が利用できる日・時間、連絡先など

- ・我孫子地区、天王台地区、湖北地区、新木地区、布佐地区の5つの相談室があります。
- ・各相談室の連絡先、地図、開所時間等はP 30をご覧ください。

我孫子市社会福祉協議会／地区社会福祉協議会

《担当 我孫子市社会福祉協議会 ☎04-7184-1539》

- 社会福祉法（第109条）に定められた社会福祉法人で、市町村ごとに設置されています。
- 我孫子市社会福祉協議会では、第6次我孫子市地域福祉活動計画（R4年～R8年）に基づき、地域福祉を推進しており、住民主体の共助活動の支援、関連する福祉事業などを行っています。
- 市内6地区に設置した『地区社会福祉協議会』では、地域住民が主体となり地域の実情に合わせた福祉活動に取り組んでいます。
- 主に自治会に関する事業は…
 - 地区社会福祉協議会（地域活動での様々なご支援ご協力をお願いします。）
 - あんしんカード配布事業（自治会で取り組まれているケースも多くあります。）
 - 自治会活動推進事業（自治会活動情報紙 年4回）
 - ボランティア市民活動相談窓口 て・と・り・あ（自治会活動の支援をします。カラーコピー機やラミネート、紙折り機、会議スペースなど利用できます。）
 - 保有備品の貸出事業（健康測定機器、テント、発電機、プロジェクター、車イスなど）
 - 回覧板の販売（1部300円）…購入される場合は、事前にお問い合わせください。
 - 広報紙「福祉の街へ」（年4回、回覧や配布をお願いします。団体会員のみ。）
 - 広報紙「て・と・り・あ」（年4回、回覧や配布をお願いします。団体会員のみ。）

《社協への会員加入、募金などのお願い》

- 団体会員加入のお願い（7月）
- 赤い羽根共同募金運動への協力（10月）
- 歳末助け合い募金運動への協力（12月）

民生委員・児童委員（主任児童委員）

《担当 社会福祉課 社会福祉係 または我孫子市社会福祉協議会 ☎04-7184-1539》

- 厚生労働大臣が委嘱している無償のボランティアです。
- 一人ひとりが担当区域を持ち、困りごとのある地域住民と行政や支援機関を繋ぐことが主たる役割です。なお、政治的中立と職務上知り得た秘密を守ることが法律で義務付けられています。

■民生委員・児童委員（主任児童委員）の主な活動内容

- 担当区域の実情把握、相談支援活動の一環として、毎年5月～10月にかけて65歳以上の高齢者宅を訪問します。また、月1回開催される定例会や各関係機関との会議を通して得られた保健福祉サービスに関する情報提供を行います。
- 子育て家庭については、児童福祉を専門に担当する主任児童委員が、地域の中で子どもの健全育成などの活動を行っています。

まずはなんでも
ご相談ください！

高齢者なんでも相談室一覧

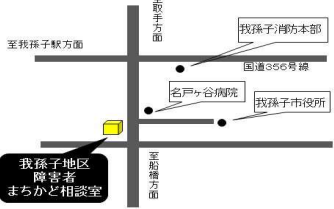
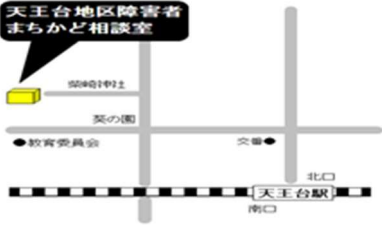





<p>我孫子北地区</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●所在地 我孫子4丁目5番28号山長第6ビル1F ●連絡先 ☎ 04-7179-7360 FAX 04-7179-7362 ●利用できる日 毎週月曜日～土曜日 第1・2・4・5土曜日、第3日曜日 ●担当地区 布施、布施下、弁天下、久寺家、根戸※、つくし野、台田、我孫子※、並木 ※根戸・我孫子は鉄道路線の北側 	
<p>我孫子南地区</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●所在地 緑1丁目4番5号 モリエビル1F ●連絡先 ☎ 04-7199-8311 FAX 04-7199-8322 ●利用できる日 毎週月曜日～土曜日、第2日曜日 ●担当地区 根戸※、根戸新田、呼塚新田、船戸、我孫子※、我孫子新田、白山、本町、緑、寿、栄、若松 ※根戸・我孫子は鉄道路線の南側 	
<p>天王台地区</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●所在地 柴崎台4丁目5番13号ケリテイル大塚1F ●連絡先 ☎ 04-7182-4100 FAX 04-7128-5716 ●利用できる日 毎週月曜日～土曜日、第4日曜日 ●担当地区 泉、天王台、東我孫子、柴崎、柴崎台、北新田、日の出、青山台、青山、南青山、高野山、高野山新田、下ヶ戸、岡発戸、岡発戸新田、都部、都部新田、都部村新田 	
<p>湖北・湖北台地区</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●所在地 湖北台1丁目13番地の4 ●連絡先 ☎ 04-7187-6777 FAX 04-7187-6778 ●利用できる日 毎週月曜日～金曜日、第2・3・4・5土曜日、第1日曜日 ●担当地区 湖北台、中峠台、中峠、中峠村下、中里、中里新田、古戸、日秀、日秀新田、上沼田 	
<p>布佐・新木地区</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●所在地 布佐平和台4丁目1番1号 ●連絡先 ☎ 04-7189-0294 FAX 04-7189-0290 ●利用できる日 毎週月曜日～土曜日、第4日曜日 ●担当地区 新木、新木野、新木村下、中沼田、南新木、布佐西町、布佐、布佐平和台、江蔵地都、新々田、三河屋新田、相島新田、相島、大作新田、布佐下新田、浅間前新田、浅間前、下沼田 	

～共通のご案内～

- 開室時間
午前8時30分から午後5時まで
- 祝日及び12月29日から1月3日は閉室となります
- 土曜日と日曜日は、介護保険利用の申請等、市役所への手続きはできません

障害者まちかど相談室の場所、連絡先、開所時間等

障害者まちかど相談室の名称	所在・電話・FAX	地 図
<p>我孫子地区障害者まちかど相談室 あびこ相談支援センター 月～金曜日（年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時30分</p>	<p>寿2丁目27番41号 ☎ 04-7196-6131 FAX 04-7196-6131</p>	
<p>天王台地区障害者まちかど相談室 相談支援事業所むつぼし 月～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前9時～午後5時</p>	<p>柴崎861番地の1 ☎ 04-7183-1511 FAX 04-7179-5876</p>	
<p>湖北地区障害者まちかど相談室 サポートセンターけやき 月～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前9時～午後5時</p>	<p>中里337 ☎ 04-7192-8750 FAX 04-7192-8761</p>	
<p>新木地区障害者まちかど相談室 相談支援事業所れがあと 月～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前9時～午後5時</p>	<p>南新木2丁目3番1号 ☎ 04-7115-9677 FAX 04-7115-9677</p>	
<p>布佐地区障害者まちかど相談室 アコモード相談支援事業所 月～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前9時～午後5時</p>	<p>布佐平和台4丁目1番1号 ☎ 04-7189-0880 FAX 04-7193-8009</p>	

5. まちづくりに関すること

- ・自治会は、地域の住民にとってもっとも身近なコミュニティ組織で、地域に根ざした活動をされています。このため、まちづくりに関わる他のさまざまな団体・組織と交流したり、連携したりする機会を持つことがあります。
- ・ここでは、まちづくりに関わる他の団体や組織のうち、自治会と関わる機会が多い、まちづくり協議会や市民活動団体についてご紹介します。

まちづくり協議会 《担当課 市民協働推進課 地域コミュニティ推進係》

- ・現在、市内では10の「まちづくり協議会」が活動しています。
- ・地域住民の相互の親睦・交流を深め、地域の環境をよくすることを協議し、自主的なコミュニティ活動を通して、「まちづくり」をすすめています。
またそれぞれの近隣センターの管理運営を担っています。
※まちづくり協議会の一覧（連絡先および近隣センターの地図含む）はP34を参照。

■自治会とのかかわり

- ・まちづくり協議会は地域で活動する町内会・自治会や各種団体、有志の住民から構成されています。それぞれの団体や個人が平等で自由な立場で参加できる開かれた組織です。
- ・自治会としても、まちづくり協議会へ積極的にご参加いただき、地域住民相互の交流や住み良い環境づくりを進められるよう、ご協力をお願いします。

市民活動団体 《担当課 市民協働推進課 市民活動推進係》

- ・市内には、市民が自主的に立ち上げ公益的な活動を行う市民活動団体が、約400あります（うち、NPO法人は約50）。これらの団体は、福祉、教育、文化、子育て、環境保全、まちの活性化、スポーツ、防災など、幅広い分野でまちづくりに関わっています。

■自治会との関わり

- ・今後、地域の課題解決を図るためには、自治会単独の取組だけではなく、市民活動団体と連携した取組も必要になると考えられます（例えば、自治会が、防災分野の市民活動団体と連携して、より実践的な防災訓練を行えるようにする、など）。
- ・市も、自治会と市民活動団体との連携を支援していきます。どのような連携が可能か、情報が必要な場合は、担当にご相談ください。

(例) ・防災分野の団体に訓練の講師として参加してもらう

- ・昔ながらの遊びを伝える団体に地域の子ども向けのイベントに参加してもらう
- ・敬老会で音楽団体に演奏をしてもらう



ひ と く ち × も

自治会町内会情報誌

公益財団法人あしたの日本を創る協会が発行している情報誌「まち・むら」は、自治会・町内会等の地域活動を活発にするために、全国の地域づくりの事例などを掲載しています。市内図書館、市民協働推進課窓口で閲覧することができます。また、過去に発行されたものの一部がホームページでもご覧いただけます。ご興味のある方はぜひお読みください。

地域コミュニティの活性化 《担当課 市民協働推進課 地域コミュニティ推進係》

■なぜ地域コミュニティの活性化が必要なのか？

地域の活動に参加する人が減ったり、地域に関心を持たなくなる人が増えたりすると地域コミュニティは弱まります。また、さらにすすむ少子高齢化や人口減少は、地域の姿を変え、地域コミュニティにも影響を及ぼします。

今後は、地域のみんなが協力し合い、地域を暮らしやすくしていくことが、今まで以上に大切になります。

これからの地域社会の変化に備え、柔軟に対応できる地域コミュニティを築くこと、つまり地域コミュニティの活性化が必要なのです。

このような考えから、市は平成25年度に地域コミュニティ活性化基本方針を策定しました。

■地域会議とは

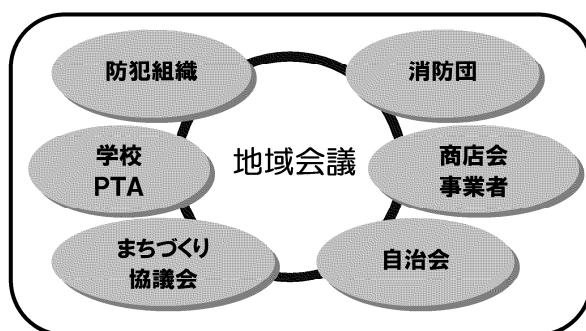
市の地域コミュニティ活性化基本方針では、「地域を暮らしやすくするために地域会議を設ける」としています。

地域会議とは、地域ごとに地域の特性を活かしていき、運営されていく会議のことで、「地域の現状や課題などについて、話し合える『場』」を表します。

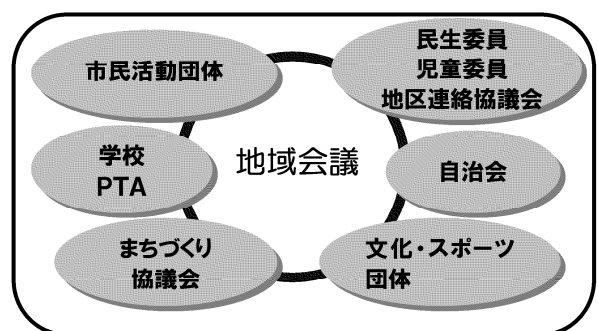
地域会議の役割や機能は、地域の現状や課題などについて話し合える「場」です。会議では、(1) 課題発掘 (2) 情報共有 (3) 意見交換 (4) 連携・協力 (5) 情報発信を行っていきます。

【 地域会議のイメージ 】

①防犯・防災



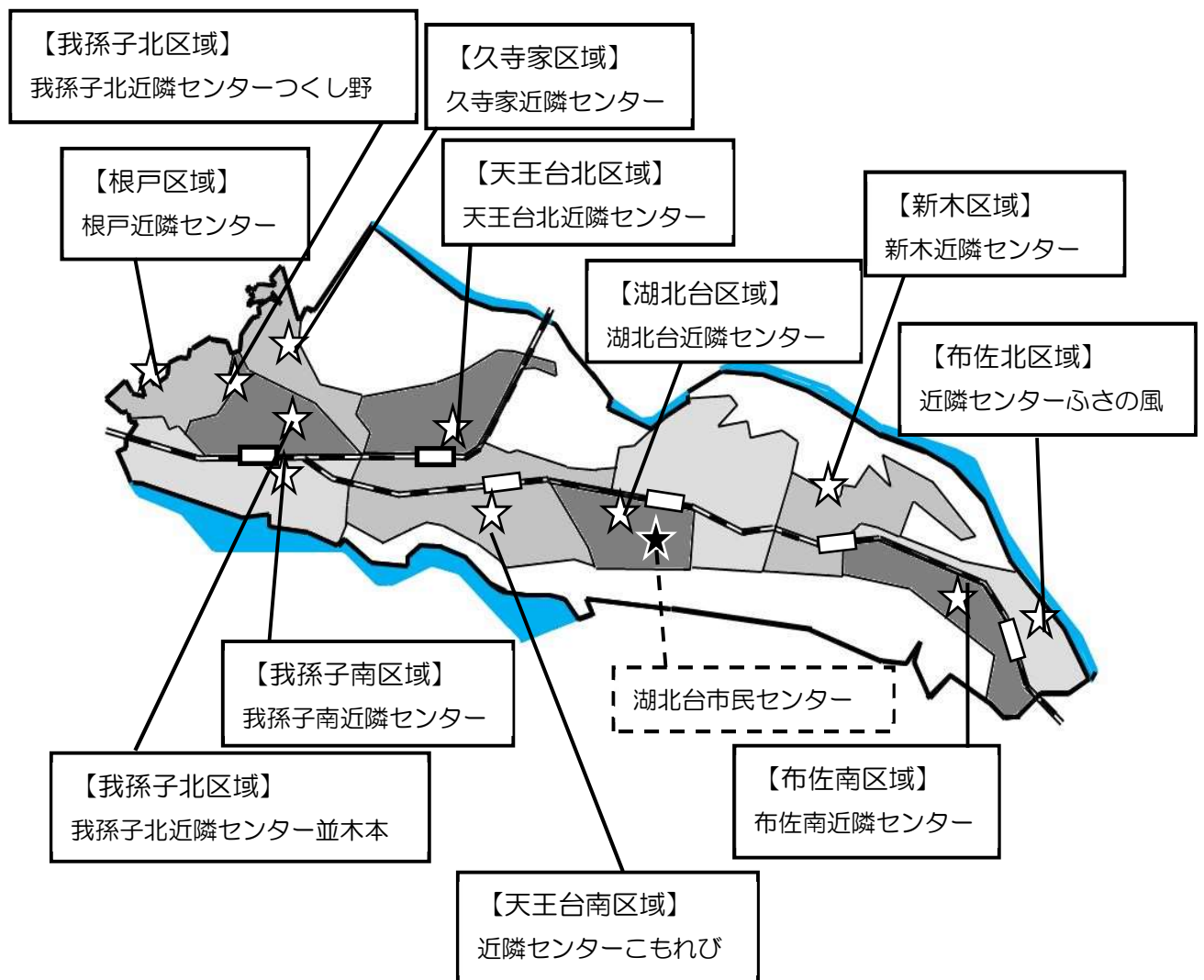
②子ども育成



●地域会議は、地域で「よし、やってみよう」という声があがり、地域のみなさんが主体となって、十分に話しあいながら進めるものです。そのため、地域ごとに進め方やスピードは異なります。地域の特性に応じて、段階的に進めていくことが大切と考えています。

近隣センター・市民センターとは






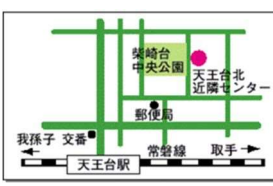

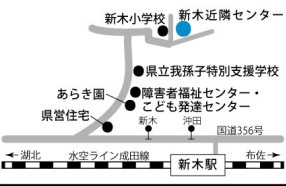

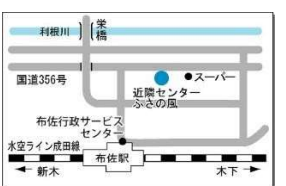
近隣センター・市民センターは、市民の福祉増進を図るために設置された集会施設です。



市では、我孫子市を11区域に分け、各区域に近隣センターを設置しています。

現在、11館（我孫子北区域は2館）が開館し、10のまちづくり協議会による管理運営が行われています。

まちづくり協議会一覧

<p>根戸地区まちづくり協議会</p>  <p><連絡先> 根戸近隣センター 根戸 573 番地の 5 ☎04-7183-5363 ※第 1・3水曜日は休</p>	<p>久寺家地区まちづくり協議会</p>  <p><連絡先> 久寺家近隣センター 久寺家 686 番地の 5 ☎04-7179-1166 ※第 1・3水曜日は休</p>
<p>我孫子南まちづくり協議会</p>  <p><連絡先> 我孫子南近隣センター (けやきプラザ8・9階) 本町 3 丁目 1 番 2 号 ☎04-7181-1011 ※第 2・4水曜日は休</p>	<p>我孫子北まちづくり協議会</p>  <p><連絡先> ■我孫子北近隣センター並木本館 並木 5 丁目 4 番 6 号 ☎04-7157-4517 ■我孫子北近隣センターつくし野館 つくし野 3 丁目 22 番 1 号 ☎04-7157-4085 ※第 1・3水曜日は休</p>
<p>こもれびまちづくり協議会</p>  <p><連絡先> 近隣センターこもれび 東我孫子 1 丁目 41 番 33 号 ☎04-7165-2011 ※第 2・4火曜日は休</p>	<p>天王台北地区まちづくり協議会</p>  <p><連絡先> 天王台北近隣センター 柴崎台 2 丁目 15 番 8 号 ☎04-7182-9988 ※第 1・3水曜日は休</p>
<p>湖北台地区まちづくり協議会</p>  <p><連絡先> 湖北台近隣センター 湖北台 8 丁目 2 番 1 号 ☎04-7187-1122 ※第 1・3水曜日は休</p>	<p>新木地区まちづくり協議会</p>  <p><連絡先> 新木近隣センター 新木 1500 番地 ☎04-7188-2010 ※第 1・3水曜日は休</p>
<p>布佐南地区まちづくり協議会</p>  <p><連絡先> 布佐南近隣センター 布佐平和台 4 丁目 1 番 30 号 ☎04-7189-3740 ※第 1・3水曜日は休</p>	<p>ふさの風まちづくり協議会</p>  <p><連絡先> 近隣センターふさの風 布佐 2972 番地の 1 ☎04-7181-6211 ※第 2・4水曜日は休</p>

※近隣センターは年末年始（12/29～1/4）は休館です。

6. 地域の住環境に関すること

公園の管理委託事業 <<担当課 公園緑地課 公園係>>

- 公園や緑地は、生活にうるおいと安らぎを与えてくれるとともに、災害時には避難場所としての機能も有する大切な空間です。
- このような機能を維持し、誰もが気持ちよく利用できる良好な公園・緑地管理を行うために、市が自治会を対象に、年間を通じて公園の清掃管理等を委託する事業です。

■委託の内容

- 自治会内の公園について、月1回以上の清掃と年1回以上の除草をお願いしています。
- 委託金額は公園の面積により決定します。
- 契約期間は4月1日から翌年3月31日までです。一年毎に契約を更新します。

市民手づくり公園事業 <<担当課 公園緑地課 公園係>>

- 地域の人たちの創意工夫と自主的な活動により、身近な公園を地域のニーズに合った特色のある公園にしていく事業です。
- 市は、市民の公園づくりを応援するため、作業に必要な材料（花の種子、花苗、球根や資機材）の交付や貸し出し、情報の提供を行います。

■募集対象

- 地域の街区公園で自主的な公園づくり活動を行いたいと考えている自治会、地域に根ざした永続性のある会員10人以上で構成する団体。
- 募集は随時行っています。詳しくはお問合せください。

みどりのボランティア事業 <<担当課 公園緑地課 緑化推進係>>

- 市内の公園及び緑地におけるボランティア活動を通じて、自然に対する理解と愛着を深めることを目的とし、公園等の保全、維持管理や自然環境調査、自然観察会等に関する活動に従事できる方を募集しています。
- ボランティア活動に必要な用具類の支給及び貸与や必要な情報の提供を行います。

■募集の内容

- 募集対象は市民及び自治会、市内で活動する諸団体など。
- 登録期間は4月1日から翌3月31日までです。年度途中での登録も可能。
- 市及び登録者双方に異議のない限り、自動的に更新されます。
- 募集は随時行っています。詳しくはお問合せください。



ひとくちメモ

我孫子市のホームページは

我孫子市

検索

<http://www.city.abiko.chiba.jp>

7. その他

福祉バスの貸し出し <<担当課 社会福祉課 社会福祉係>>

・自治会が地域の福祉や防災を目的とした研修会等に行く場合に利用できます。
バスの適正な利用のため、「我孫子市福祉バス利用規程」を改正しました。
詳しくは市のホームページをご確認ください。

【利用方法】

- ・予約は、利用予定日の3ヵ月前の属する月の初日（1日が休日の際はその直後の平日）から電話等にて受付をしています。
- ・申請書類（様式第1号～3号）を利用予定日の30日前までに担当課へ提出してください。

機材・教材の貸し出し <<担当課 生涯学習課 企画調整係 ☎04-7182-0511>>

・マイク・アンプのセット、ラジカセ、液晶プロジェクター、実物投影機、ビデオカメラ、スクリーン、暗幕、DVD教材を貸し出しています。台数に限りがありますので、利用日の3日前までに電話等でお問い合わせください。

※アビスタ休館日に（毎月最終月曜日）は貸出及び返却できません。平日の17時までにお問い合わせください。

自治会集会所を貸す <<担当課 市民協働推進課 市民活動推進係>>

・市民活動を行う団体に対し、活動場所として貸し出しできる自治会集会所の情報を我孫子市のホームページに掲載しています。

自治会で使用していない時間帯の自治会集会所の活用を検討している、または地域で活動する市民活動団体に自治会集会所を貸してもよいという自治会は、自治会集会所の利用に関する情報の提供をお願いします。

詳しい内容は担当へお問合せください。

他の自治会がどんな活動をしているのか、我孫子市のホームページで見ることができます。また、他の自治会に紹介したい活動があれば、ホームページに掲載してみませんか？

自治会独自の取組み

検索



ひ

と

く

ち

メ

モ

こんな時は？（Q&A）



自治会の運営・活動に関すること！

- Q1 自治会長が変更になったら・・・・・・・・・・・・・・・・P39
- Q2 自治会会員名簿作成について・・・・・・・・・・・・・・・・P39
- Q3 自治会会員名簿をどのように処分したらいいですか・・・・・・・・P39
- Q4 自治会長の氏名等を知りたいのですが・・・・・・・・P40
- Q5 自治会活動に関する外国人向け資料はありますか・・・・・・・・P40
- Q6 自治会活動中のケガなどについて・・・・・・・・P40
- Q7 自治会集会所の新築や修繕の助成などについて・・・・・・・・P41
- Q8 自治会集会所の借地・借家の補助について・・・・・・・・P41
- Q9 掲示板を設置したいのですが・・・・・・・・P41
- Q10 掲示物を貼ることはできますか・・・・・・・・P42
- Q11 自治会で勉強会を行いたいのですが・・・・・・・・P42
- Q12 自治会でお祭りを行いたいのですが・・・・・・・・P43

防犯・防災に関すること！



- Q13 防犯・防災パトロールについて・・・・・・・・P44
- Q14 防犯カメラの設置について・・・・・・・・P44
- Q15 空き家やあき地の適正管理について・・・・・・・・P44
- Q16 防災訓練に使用する資器材について・・・・・・・・P45
- Q17 災害発生時の避難場所について・・・・・・・・P45
- Q18 災害時の備蓄物資について・・・・・・・・P45



ごみに関すること！

- Q19 資源回収の分別袋について・・・・・・・・・・・・・・・・P46
- Q20 ごみ集積所の新設や移設について・・・・・・・・・・・・P46
- Q21 ごみ集積所をカラスや猫に荒らされます・・・・・・・・P46
- Q22 ごみの不法投棄について・・・・・・・・・・・・・・・・P47
- Q23 ごみ集積所の管理について・・・・・・・・・・・・・・P47
- Q24 高齢者のごみ出しについて・・・・・・・・・・・・・・P48
- Q25 町内清掃で出たごみを回収してほしい・・・・・・・・P48

住環境に関すること！



- Q26 ノラ猫に困っているのですが・・・・・・・・・・・・P49
- Q27 ノラ犬に困っているのですが・・・・・・・・・・・・P49
- Q28 道路の街路樹の枝が危ないのですが・・・・・・・・・・P50
- Q29 公園の樹木について・・・・・・・・・・・・・・・・・・P50
- Q30 カーブミラーなどを設置してほしい・・・・・・・・・・P50
- Q31 道路の修復、側溝の詰まりについて・・・・・・・・・・P51
- Q32 公園内の施設の破損について・・・・・・・・・・・・P51
- Q33 水道管が破裂している・・・・・・・・・・・・・・・・P51
- Q34 排水管が詰まっている・・・・・・・・・・・・・・P52
- 「別表1」我孫子市内の指定給水装置工事事業者・・・・・・・・P53
- 「別表2」我孫子市内の下水道排水設備指定工事店・・・・・・・・P54



Q1 自治会長が変更になった時、どのような手続きが必要ですか。

A 「自治会長等の変更届兼自治会長の個人情報の提供に関する同意書」を提出してください。なお、様式は市のホームページからダウンロードできます。

※我孫子市ホームページ>くらし・手続き>市民活動・自治会・地域コミュニティ>自治会に関する情報>自治会長の変更があったとき

担当課：市民協働推進課 市民活動推進係

Q2 自治会会員名簿を作る際、どのようなことに気をつけなければいいですか。

A 個人情報保護法の制定以来、自治会で会員名簿の作成に苦慮しているというご意見をいただくことがあります。しかし、個人情報を適正に取り扱えば、自治会で会員名簿を作ることは問題ありません。

今までは、個人情報保護法の対象となっていなかった自治会も個人情報保護法の改正に伴い、平成 29 年 5 月 30 日以降、全ての自治会が個人情報保護法の対象となりました。

会員名簿の作成や使用にあたって注意していただきたい点を P 57、58 に掲載しておりますのでご確認ください。

担当課：市民協働推進課 市民活動推進係

Q3 自治会の名簿を廃棄する際、注意することはありますか？

A 個人情報保護法が改正され、自治会が所有する個人情報についても適正に管理する必要があります。

古い名簿など使用しなくなった文書は、個人情報の漏洩を防ぐためにも自治会内でしっかりとルールを定め、適正に廃棄する必要があります。

不要な文書が大量にある場合には、段ボール単位で処理ができる専門業者もあります。一度自治会内で利用されている個人情報記載文書について見直しを行い、不要なものについては適正に処理をするよう心がけましょう。

また、個人のパソコンで名簿等を管理している場合、役員を退任するなど不要になったときには、個人情報に関わるデータを忘れずに削除しましょう。

担当課：市民協働推進課 市民活動推進係

Q4 隣接する自治会との調整のために自治会長の名前や住所を教えてください。

A 市民協働推進課窓口にお申し出ください。その際、本人確認書類（運転免許証等）をご持参ください。また、市に届け出をしている自治会長から照会があった場合、届け出の電話番号に折り返し連絡をし、自治会長情報を提供します。

各自治会長の個人情報は、あらかじめ同意を得ている場合のみ提供します。（同意のない場合は提供できません。）また、同意いただいた目的以外では提供・使用はできません。使用後は適正に破棄するなど、慎重な取り扱いをお願いいたします。

※ 自治会長に係る個人情報の提供に関する同意については、P56参照。

担当課：市民協働推進課 市民活動推進係

Q5 自治会に関することや、ごみの捨て方など外国人向けの資料はありますか？

A 自治会とはなにか、加入の仕方などを記載した「自治会加入へのご案内」は英語・中国語・韓国語・ベトナム語に対応したチラシを配布しています。また、「ごみと資源の分け方出し方」は、英語・中国語・韓国語・スペイン語・ベトナム語に対応したチラシを配布しています。必要な方は担当までご連絡ください。

担当課「自治会加入へのご案内」：市民協働推進課 市民活動推進係
「ごみと資源の分け方出し方」：生活衛生課

Q6 自治会活動中に事故やケガをした場合、保険の制度はありますか？

A 総会や役員会など会議への参加、防犯パトロール、防災訓練、公園清掃、お祭りの準備・開催など、公益的な活動中の事故で、役員やスタッフが傷害等を負った場合、または第三者の身体や物品（財物）に損害を与え、賠償責任を負った場合は、「我孫子市市民公益活動補償制度」で補償されます。

自治会の活動でも、忘年会・懇親会など「自分たちの楽しみの活動」や、スポーツ・囲碁・将棋など「趣味を深める活動」は補償の対象になりません。

補償金を請求するためには、事故が起きたら、市民協働推進課へご連絡ください。詳細はP63、64をご覧ください。

担当課：市民協働推進課 市民活動推進係

Q7 自治会集会所の新築や修繕をする場合、助成などがありますか？

A 自治会館の新築や修繕を行う場合、「我孫子市自治会集会所整備事業等補助金」と「コミュニティセンター助成事業」があります。

申請にあたり事前協議が必要です。まずは担当へご相談ください。

詳細はP9～10、13をご覧ください。

担当課：市民協働推進課 市民活動推進係

Q8 自治会集会所に使用する土地や建物を借りる場合、市の補助はありますか？

A 借地や借家をする場合、「我孫子市自治会集会所整備事業等補助金」があります。

申請にあたり事前協議が必要です。詳細はP9、10をご覧ください。

担当課：市民協働推進課 市民活動推進係

Q9 掲示板を設置する際に必要な手続きを教えてください。

A 設置したい場所の管理者の許可が必要です。

【公園に掲示板を設置する場合】

公園施設設置・管理許可申請書を係へ提出してください。

添付書類として公園内の設置希望箇所図、掲示板の図面が必要です。申請内容を検討し、許可するか否か決定します。

担当課：公園緑地課 公園係

【道路に設置する場合】

事前に、担当課・我孫子警察にご相談ください。

内容により、担当課へ道路占用許可申請が必要となる場合があります。

なお、道路使用に関しては「道路使用許可申請書」を我孫子警察に提出する必要があります。

担当課：道路課 管理係

我孫子警察署 交通課 ☎ 04-7182-0110

<参考：掲示板設置のための補助制度>

日本赤十字社に活動資金（社資）を納入した自治会、町内会等が掲示板を設置する場合、「日本赤十字社掲示板又は防災看板設置に伴う費用の助成」制度があります。

詳細はP17をご覧ください。

担当課：社会福祉課 社会福祉係

Q10 行政サービスセンターに掲示物を貼ることはできますか？

A 原則自治会の掲示物を貼ることはできません。
内容が①または②の場合には掲示することができます。

- ① 我孫子市と共催している場合
- ② 我孫子市が後援または協力している場合

【申請方法】

市民課または各行政サービスセンターの窓口で「パンフレット類 配布・掲示等依頼書（庁外用）」に必要事項を記入してください。同じ掲示物を複数の行政サービスセンターで掲示する場合は、市民課またはいずれか1か所の行政サービスセンターで申請してください。

詳しくは担当へお問合わせください。

担当課：市民課 住居表示係

Q11 自治会で勉強会を行いたいのですが、市に講師を頼むことができますか？また、その手続き方法や内容は？

A 市の「生涯学習出前講座」を利用できます。
メニューを決定し、申込者側で市内の会場を手配後、開催希望日の4ヶ月前から14日前までに、担当へお申し込みください。講師が出向いて講座を行います。
講師料は無料ですが、講座により材料費や資料代等実費がかかるものもあります。

①「市役所メニュー」

市政に関すること等、市の職員が講師を務めます。
(原則、平日10人以上でお申し込みください。)

②「市民講師メニュー」

生涯学習の各分野で知識や経験を持った市民がボランティアで講師を務めます。

③「キャンパスメニュー」

我孫子市内の大学の教員がボランティアで講師を務めます。

※講座の詳しい内容等については担当へお問合わせください。

担当課：生涯学習課 ☎ 04-7182-0511

Q12 自治会でお祭りを行いたいのですが、どのような手続きが必要ですか？また、キッチンカーなどの出店をしてもいいですか？

A 【公園を使用したい場合】

ご利用の2週間前までに「都市公園内行為許可申請書」を係へ提出してください。申請内容を検討のうえ、許可します。また、お祭りでのキッチンカーなどの出店は、使用条件を付したうえで認めていますので、事前にご相談ください。

担当課：公園緑地課 公園係

【道路を使用したい場合】

事前に、担当課・我孫子警察にご相談ください。

内容により、担当課へ道路占用許可申請が必要となる場合があります。

なお、道路使用に関しては「道路使用許可申請書」を我孫子警察に提出する必要があります。

担当課：道路課 管理係

我孫子警察署 交通課 ☎ 04-7182-0110

【火気の使用について】

五本松公園、利根川ゆうゆう公園の所定の場所をバーベキューで利用する場合を除き、原則として公園での火気の使用は禁止です。

ただし、自治会行事等で火気の使用を希望する場合は、目的、内容から総合的に判断しています。上記の都市公園内行為許可申請書や道路使用許可申請書で火気の使用許可を受けた後、目的・日時・場所等を、最寄りの消防署まで届け出てください。

なお、自治会のお祭り等で模擬店における火気（発電機・LPガスボンベ・コンロ等）を使用する場合は、露店等の開設届出と消火器の準備が必要です。

西消防署 ☎ 04-7184-8673

つくし野分署 ☎ 04-7184-2630

東消防署 ☎ 04-7189-2110

湖北分署 ☎ 04-7188-2217

【給水車の利用について】

給水車は、本管漏水時または災害発生時の緊急応急給水に使われるもので、お祭りなどでの利用は出来ません。

担当課：水道局 ☎ 04-7184-0111(代)

Q13 地域のパトロールをする時に、市から援助はありますか？また、市に防犯に関する組織はありますか？

A 市では地域の防犯パトロール活動に生活安全パトロール車（青色回転灯装備）を貸し出しています。申し込み方法は市民安全課へお問合せください。

また、我孫子市防犯指導員連絡協議会が、ベストや腕章などを貸与しています。我孫子市の防犯に関する組織については、P21、22をご覧ください。

担当課：市民安全課 防犯・空家対策係

Q14 自治会で防犯カメラを設置する場合、市の補助はありますか？

A 町会・自治会等が設置する街頭防犯カメラに対し、その設置費用の一部を補助します。申請にあたっては、事前協議が必要です。詳細はP15、16をご覧ください。

担当課：市民安全課 防犯・空家対策係

Q15 近所に適切に管理されていない空家やあき地があります。どこに相談すればよいでしょうか？

A 【空家に関しては】

適切に管理されていない空家等については、担当が指導しますので、ご連絡ください。

担当課：市民安全課 防犯・空家対策係

【あき地の雑草に関しては】

あき地に繁茂している雑草については、担当が刈取りの指導をしますので、ご連絡ください。

担当課：生活衛生課 生活環境係

Q16 防災訓練で炊き出しを行う場合、なべ等の防災資器材を借用できますか？

A 貸し出しをしています。

担当に電話で確認のうえ、借用書に必要事項を記入し、申込みください。

借用申請様式は、市のホームページからダウンロードできます。

また、市で備蓄している食糧を提供しています。希望される場合は市民安全課へお問い合わせください。

貸し出し防災資器材一覧

なべ、おたま、ハンドメガホン、ドラムコード等

担当課：市民安全課 危機管理係

Q17 災害発生時の避難場所はどこになりますか？

A 市では、地震や土砂災害などの災害時の指定緊急避難場所や河川がはん濫した場合等の洪水時の指定緊急避難場所を指定しています。指定緊急避難場所の詳細については、「あびこハザードマップ」、「あびこ洪水避難情報ハザードマップ」、市のホームページでご確認ください。

マップは、市役所や各行政サービスセンターに用意してあります。

担当課：市民安全課 危機管理係

Q18 防災用の備蓄物資はどうなっていますか？

A 備蓄資器材、救援物資等の備蓄倉庫は、分散・拠点機能のネットワーク化と全市的な配置バランスを考慮して設置しています。

主な備蓄品

【資器材】発電機、投光器、組立式仮設トイレ、毛布、簡易間仕切り、蓄電池、簡易ベッド等

【非常用食料】アルファ米、パン、クラッカー、粉ミルク等

※ 災害時に開設された避難所へ、市の職員が物資を運搬します。

担当課：市民安全課 危機管理係

Q19 資源回収に使用する分別袋等が足りないときは、追加でもらう事はできますか？

A 必要な用具の種類、数量とお届け先を担当へお知らせください。
お電話をくださった方のお宅に、一週間を目安としてお届けします。

担当課：生活衛生課

【電話、FAX、メール可】

☎ 04-7185-1130

Fax 04-7185-1134

E-mail abk_seikatsueisei@city.abiko.chiba.jp

Q20 ごみ集積所の新設や移動をしたい場合、どのようにしたらよいでしょうか？

A ごみ集積所の利用者の意見をまとめて、代表者が生活衛生課と協議をしてください。協議が完了しましたら所定の用紙で申請してください。

新設や移動をするにあたっては一定の要件を満たすことが必要になります。
詳細は担当へお問合せください。

担当課：生活衛生課

☎ 04-7185-1130

Q21 集積所のごみがカラスや猫に荒らされて困っています。何か防ぐ方法はありませんか？

A 集積所は自治会等で維持管理することが原則となっています。

生ごみは袋を二重にする。他の可燃ごみと一緒に出す場合は袋の中心に入れ、外からつつかれないようにする。生ごみに関しては収集当日の朝に出すなど、自治会内でルールを決めると効果的です。

市では、ごみを荒らされないようにするために、希望する団体に飛散防止ネットの貸し出しをしています。詳細は担当へお問合せください。

ネットの活用方法

ネットは、周囲全体が接地するように広げる。
ごみは、ネットからはみ出さないように入れる。

担当課：生活衛生課

☎ 04-7185-1130

Q22 畑にごみが捨てられていました。どこに連絡をすればよいのでしょうか？

A 私有地に廃棄物を投棄された場合、投棄した者が不明の場合、最終的には土地の所有者（管理者）が撤去しなければならなくなることがあります。
発見した場合は、生活衛生課に連絡して下さい。

担当課：生活衛生課

☎ 04-7185-1130

※ 投棄者、車両ナンバーを目撃した場合は、我孫子警察署生活安全課へ通報してください。

我孫子警察署 生活安全課

☎ 04-7182-0110

Q23 ごみ集積所に分別していないごみ、他の地域のごみや指定日を守らないで出す方がいます。どこに相談すればよいのでしょうか？

A 集積所は自治会で維持管理することになっていますが、自治会で対応が困難な場合は、生活衛生課へご相談ください。

集積所の状況や置かれたごみの内容等、詳細を確認したうえで、自治会と一緒に対策を検討していきます。

担当課：生活衛生課

☎ 04-7185-1130

Q24 高齢でごみを集積所まで出すことが困難です。何かいい方法はありませんか？

A 市ではごみを集積所まで出すことが困難で、他に協力が得られないひとり暮らし高齢者や障害者の方々に対し、声掛けを行いながらごみを戸別収集する「ひとり暮らし高齢者等ごみ出し支援ふれあい収集事業」を実施しています。

ご利用には面談が必要となります。

詳細は担当へお問い合わせください。

担当課：生活衛生課

☎ 04-7185-1130

Q25 町内清掃で大量のごみが出ました。回収してもらえますか？

A 実施日の2週間前までに申込みいただければ回収します。

団体名、実施日、荒天で中止した場合に延期して実施する日付、排出場所（必ず地図を提出してください）、申込者氏名、申込者電話番号、排出するごみの品目と量の見込みを記載した申込書を提出してください。

申込書のダウンロードや詳細は市のHPをご覧ください。

なお12月3週目の月曜日から1月3週目の金曜日までは、集積所のごみが多いことから、町内清掃のごみは回収いたしません。

担当課：生活衛生課

☎ 04-7185-1130

FAX 04-7185-1134

Q26 ノラ猫に困っています。どこに連絡をすればよいでしょうか？

- A ○駆除を目的としてノラ猫を捕獲することはできません。
猫が放し飼いされていて被害に困っている、無秩序に餌やりをする人がいるといった場合は、松戸健康福祉センター（松戸保健所）が指導を行っています。

千葉県松戸健康福祉センター（松戸保健所）

☎ 047-361-2139

○平成29年度から、飼い主のいない猫を増やさないようにするため、地域猫（特定の飼い主がなく、地域に棲みつき、その地域の住民の方々の同意のもと適切に管理されている猫）の不妊去勢手術を実施する団体に、手術費用の一部を助成しています。

なお、助成を受けるには事前に団体登録が必要です。

地域内での猫の不妊去勢手術については、手賀沼課へご相談ください。

担当課：手賀沼課 環境政策係

Q27 ノラ犬に困っています。どこに連絡をすればよいでしょうか？

- A ○ノラ犬は捕獲の対象となります。
ノラ犬を発見した場合は、下記までご連絡ください。

千葉県動物愛護センター東葛飾支所

☎ 04-7191-0050

○犬は狂犬病予防法により登録が義務づけられています。詳しくは、市ホームページか担当課にお問い合わせください。

担当課：手賀沼課 環境政策係

Q28 街路樹の枝が折れて垂れ下がって危険です。どこに連絡をすればよいでしょうか？

A 道路を通行するのに支障のある場合はご連絡ください。現地を確認して対応いたします。

担当課：道路課

Q29 公園内の樹木の剪定をお願いする場合、どこに要望すればよいでしょうか？

A 係までご連絡ください。現地確認のうえ、緊急性や樹種による剪定時期などを判断し、対応します。

担当課：公園緑地課 公園係

Q30 カーブミラーや横断歩道などを設置して欲しいのですが、どこに要望すればよいでしょうか？

A

①カーブミラーなどの安全施設の設置や調整の要望は、道路課が窓口になります。

担当課：道路課

②信号、横断歩道などの交通規制を伴う要望は、警察署が窓口になります。

我孫子警察署 交通課

☎ 04-7182-0110

Q31 道路に亀裂、陥没や隆起している箇所がある場合、また道路内の側溝が詰まっている場合、どこに連絡をすればよいでしょうか？

A

①市道は、道路課が窓口になります。

担当課：道路課

②国道356号と県道は、柏土木事務所が窓口になります。

千葉県柏土木事務所 維持課

☎ 04-7167-1374

③国道6号は、千葉国道事務所が窓口になります。

国土交通省千葉国道事務所柏維持修繕出張所

☎ 04-7143-4230

Q32 公園内の施設に破損箇所がある場合はどこに相談すればよいでしょうか？

A 公園内の施設に破損箇所がある場合は、至急係へご連絡ください。

担当課：公園緑地課 公園係

Q33 水道管が破裂しています。どこに連絡をすればよいでしょうか？

A

①道路上の漏水や道路から第一止水栓まで及びメーターボックス内の漏水の場合水道局に直接連絡してください。

②メーターボックスから先の宅地内や建物内の漏水の場合

初めに、メーターボックス内の止水栓（レバーまたはハンドル）を回して水を止めてください。次に、我孫子市指定給水装置工事事業者に連絡して修理を依頼してください。工事事業者がわからない場合は、P53「別表1 市内の指定給水装置工事事業者」を参考にするか、または水道局にご連絡いただければお近くの工事事業者を紹介いたします。市外の工事事業者については、我孫子市水道局ホームページに掲載されています。

担当課：水道局 ☎ 04-7184-0111(代)

Q34 トイレや台所の排水管が詰まっています。どこに連絡をすればよいでしょうか？

A

①道路から公設枿までの詰まりがあった場合は、下水道課へ直接ご連絡ください。

②自宅の排水設備から公設枿までの詰まりがあった場合は、工事を行った指定工事に連絡してください。

指定工事店がわからない場合は、P54「別表2 市内の下水道排水設備指定工事店」を参考にするか、下水道課にご連絡いただければお近くの指定工事店を紹介します。市外の指定工事店については、我孫子市ホームページに掲載されています。

担当課：下水道課 管理係

別表1 市内の指定給水装置工事事業者

令和6年2月1日現在

指定事業者名	事業者所在地	電話番号
(株)CRAFT	根戸1741番地の7	04-7113-0031
(有)我孫子設備	本町3丁目5番2号	04-7182-8111
渋谷産業(株)	本町3丁目5番25号	04-7184-7771
(有)渋谷総合設備	我孫子1丁目14番6号	04-7184-3330
(有)渡辺住設	並木9丁目7番3号	04-7182-8433
(株)我孫子水道メンテナンス	天王台6丁目5番15号	04-7182-5995
マルゼン工業	柴崎台2丁目13番22号	04-7182-9566
(有)光設備工業	湖北台5丁目4番21号	04-7188-0285
カオル設備	中峠台20番地の5	04-7188-3947
(有)秀和設備	中峠台27番地の23	04-7149-4040
(株)NJU	中峠1563番地の67	04-7188-1310
辰己エンジニアリング	中峠3048番地の25	04-7188-3949
(株)菊池設備工業	中峠3050番地の4	04-7188-2325
染谷建築設備	古戸577番地の1	04-7188-2069
三津和工業(株)	新木1966番地の21	04-7199-2781
テクニカルワーク(株)	新木3055番地の1	04-7157-3169
丹羽工業(株)	布佐845番地の1	04-7188-7271
(有)櫻井工務店	布佐2038番地	04-7189-2397
(有)成島設備	布佐2263番地の5	04-7189-1211
(株)ライフフィット	布佐3398番地	04-7189-2921

指定給水装置工事事業者とは、水道法に定められている「指定給水装置工事事業者制度」により、お住まいの建物等の給水装置の工事を適切に行うことができると認められ指定を受けた事業者のことをいいます。

宅地内の水道管の工事・修繕等については、我孫子市水道局の指定を受けた給水装置工事事業者に依頼をしてください。

別表2 我孫子市内の下水道排水設備指定工事店

令和6年1月18日現在

指定工事店名	工事店所在地	電話番号
(有)成島設備	布佐 2263 番地の 5	04-7189-1211
丹羽工業(株)	布佐 845 番地の 1	04-7188-7271
(株)ライフフィット	布佐 3398 番地	04-7189-2921
(有)櫻井工務店	布佐 2038 番地	04-7189-2397
(有)松島甚五郎商店	都 13 番地の 10	04-7189-2100
(有)渋谷電機水道設備	南新木 2 丁目 22 番地の 1	04-7188-9131
(株)菊池設備工業	中峠 3050 番地の 4	04-7188-2325
(有)秀和設備	中峠台 27 番地の 23	04-7149-4040
カオル設備	中峠台 20 番地の 5	04-7188-3947
(有)ウォーター・スプライト	天王台 6 丁目 9 番 3 号	04-7183-2245
(有)我孫子設備	本町 3 丁目 5 番 2 号	04-7182-8111
渋谷産業(株)	本町 3 丁目 5 番 25 号	04-7184-7771
(有)玉田電機水道工業	白山 1 丁目 15 番 18 号	04-7182-2018
(有)渡辺住設	並木 9 丁目 7 番 3 号	04-7182-8433
(有)渋谷総合設備	我孫子 1 丁目 14 番 6 号	04-7184-3330
マルゼン工業	柴崎台 2 丁目 13 番 22 号	04-7182-9566
(株)CRAFT	根戸 1741 番地の 7	04-7113-0031
(株)NJU	中峠 1563 番地の 67	04-7188-1310

内容に変更があれば随時更新を行っております。
詳しくは我孫子市ホームページをご確認ください。



持続可能な自治会活動に向けて、課題解決のヒント

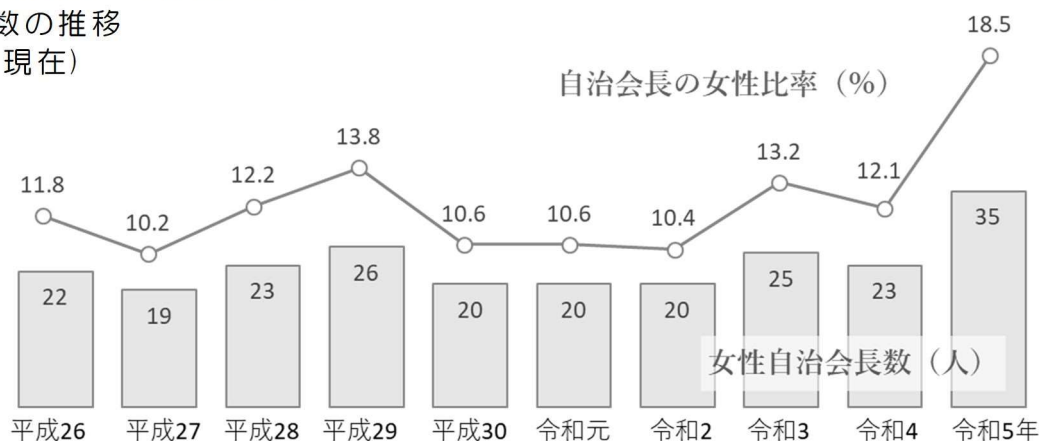
誰もが主体的に参画したいと思える自治会を目指して、毎年このコラムで「女性のみなさんも自治会長を」と呼びかけてきました。その結果、下のグラフでわかるとおり、令和5年4月1日現在で、女性自治会長は35人、女性比率は18.5%となりました。この10年間で、一度も抜け出すことができなかった10%台前半から一歩前進。みなさんのご尽力に、深く感謝申し上げます。

我孫子市に限らず全国の自治会で、加入率低下や担い手不足が課題となっています。地域に住む人々の生き方や暮らし方が多様化し、自治会活動もまた、それに合わせて変化していかなくてはなりません。共働き世帯や単身世帯、子育て世帯など、多様なニーズに応える活動や、多忙な人々、学生など若い世代を含めて様々な方が担い手となれる運営が今こそ大切です。そのためにもまず、女性が自治会長を担い、総人口同様に「自治会長も男女半々が当たり前」となることが期待されます。

「役職には世帯主が就くもの」「会長は年長の男性のもの」「女性はトップに就いたり、仕切り役をするのは苦手」という思い込みはないでしょうか。「大変な仕事なので働いている人には無理」「伝統的なことはわかっていないと務まらない」という自治会なら、加入したいと思う人はどんどん減ってしまいます。魅力的な自治会となるため、回ってきたら誰でも会長を引き受けられる、そんな体制を共に作っていきませんか。

《 担当:男女共同参画室 》

我孫子市内の自治会長女性比率率と
女性自治会長数の推移
(各年4月1日現在)



自治会長に係る個人情報の提供について

市には、様々な理由で自治会長と連絡をとりたいという相談が寄せられます。

そこで、市は、自治会長になった方に、個人情報（氏名、住所、電話番号）を第三者に情報提供することについて同意をいただけるか、年度ごとに確認した上で、使用の目的が次の1～8に該当する場合に限って情報提供をしています。

1. 我孫子市が、事業に使用する場合
2. 我孫子市の外郭団体が、事業に使用する場合
3. 国及び県が、事業に使用する場合
4. 自治会の入・退会に関する問合せをする場合
5. 自治会及び周辺の区域で行う建設工事又は開発行為について、住民に説明を行う場合
6. 自治会やまちづくり協議会が、他の自治会との交流や情報交換をする場合
7. 集会所などの自治会所有の施設の利用について問合せをする場合
8. その他、公益的な目的で使用する場合

<主な事例は…>

- 道路や電柱、ガス・水道管、建物の建設などの工事を行う際、施工業者が自治会に事前説明を行い、同意をとる場合
- 新たに転入してきた住民、もしくは不動産の売買にあたる不動産業者が、自治会への加入方法や自治会の情報（会費の額やゴミ出しのルールなど）を確認したい場合
- 自治会員ではない人が、自治会集会所を借りられるか問合せをしたい場合

※同意をいただいていない自治会長の情報は提供しません。

※情報提供時には、使用目的と本人確認を行い、所定の書類の提出を求めています。

※他自治会の会長様に連絡を取りたい場合は、自治会長様から市民協働推進課にお問合わせください。お問合せいただいたあと、届け出ている電話番号へ折り返しご連絡いたします。

自治会内の名簿作成について

個人情報保護法が改正され、平成29年5月30日から自治会で所有する名簿等についても、個人情報保護法の対象となりました。

自治会で名簿や班内の連絡網を作成することは問題ありません。しかし、名簿・連絡網作成の際、気を付けなければいけない点があります。注意していただきたい点は次のとおりです。

個人情報を集める、保管するときのルール

ルール	会員名簿を作成して配布する場合
ステップ① 個人情報を集める前	
利用目的の特定 個人情報の利用目的をあらかじめ特定する。	「会員名簿を作成し、名簿に掲載される会員に対して配布するため」と利用目的を特定する必要があります。
ステップ② 本人から個人情報を集めるとき	
利用目的の通知・公表 本人から書面で個人情報を取得する場合には、本人に対して利用目的を明示する。	個人情報を集める際に配布する用紙に、上記の利用目的を記載する必要があります。
ステップ③ 個人情報を保管しているとき	
安全管理措置 集めた個人情報の漏えい防止のために、適切な措置を講じる。	自治会の事務局において盗難・紛失等のないよう適切に管理する必要があります。また、 <u>名簿の配布先の会員に対して、盗難や紛失、転売したりしないように注意を呼び掛けることも重要です。</u>
保有する個人情報の訂正等 集めた個人情報の内容に誤りがあった場合には、訂正するための手続の方法等を本人の知り得る状態に置き、請求に応じて訂正する。	ステップ②で配布する書面に訂正等に関する問合せ先等を記載し、本人から内容の訂正を求められたら、適切に対応する必要があります。

個人情報第三者提供時のルール

ルール	会員名簿を作成して配布する場合
<p>本人の同意の取得</p> <p>本人以外の者に個人情報を提供する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。ただし、例えば、以下のような場合は、同意を得なくても提供できる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法令に基づく場合 2 人の生命、財産を守る場合 3 委託先に提供する場合 	<p>「名簿に掲載される会員に対して配布するため」と伝えた上で任意で個人情報を提出してもらえば、同意を得たこととなります。また、以下の場合は同意を得なくても、会員以外に名簿を提供できます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 警察からの照会 2 災害発生時の安否確認 3 会員名簿の印刷を業者に委託する場合で、印刷業者に名簿を提供する場合
<p>提供に関する記録業務</p> <p>提供先などを記録し一定期間保管する。</p>	<p>名簿に配布先の会員名等が記載されているため、名簿そのものを一定期間保管する必要があります。</p>
<p>委託先の監督</p> <p>個人情報を委託先に提供する場合には、適切な監督を行う。</p>	<p>名簿の印刷を業者に委託する場合、委託先をしっかりと選定し、<u>個人情報の適切な管理を実施することについて確認する必要があります。</u></p> <p>また、個人情報が適切に取り扱われているか委託先の状況を口頭等で確認することも大切です。</p> <p>◆委託先への確認方法の例◆</p> <p>情報の持ち出し禁止、委託された業務以外の利用禁止、返却・廃棄等の事項を記載した書面を渡す等</p>

出典：個人情報保護委員会 (http://www.ppc.go.jp/files/pdf/meibo_sakusei.pdf)

○個人情報をパソコン上で管理している場合の注意事項

個人情報を役員個人のパソコンに保存している場合は、注意が必要です。

パソコンがコンピュータウイルスに感染すると知らないうちに個人情報が流出するおそれがあります。パソコンには、必ずウイルス対策ソフトを導入し、ソフトの更新を随時行い、常に最新の状態になるようにしてください。不審な電子メールを開けないことも大切です。また、不必要なデータの複製は控え、必要最小限にしましょう。さらに、万が一に備えてファイルにパスワードを設定するのも有効です。そして、役員を引き継ぐ際には自身のパソコン上からデータの削除も忘れずに行いましょう。

《担当課:市民協働推進課 市民活動推進係》

自治会の法人化（認可地縁団体）について

自治会、町会、区（以下「自治会等」）は、法律上いわゆる「権利なき社团」と位置付けられ、自治会等が、土地や集会施設などの財産を保有している場合であっても、団体名義での不動産登記はできませんでした。

そのため、自治会等の財産を不動産登記するときは、会長個人または役員
の共有名義で不動産登記を行っていましたが、全国でさまざまなトラブルが
生じていました。

このような問題を解決するため、平成3年に地方自治法が改正され、不動産
等を保有または保有を予定している自治会等は、市町村に届出を行い、市
町村から認可を受けることで法人格を取得し、団体名義で不動産登記がで
きるようになりました。

また、令和3年11月26日より、不動産の有無にかかわらず、地域的
な共同活動を円滑に行う目的で市から認可を受けることができるようにな
りました。

近年の自治会活動の幅の広がりを踏まえ、集会所のような不動産を保有し
なくとも、今後は高齢者等への生活支援や地域交通の維持、地域の特産品開
発・マーケット運営等の経済活動も含めた幅広い活動を行う団体が認可され
ることを想定したものです。

認可の目的が改められたことによる、法人格を得る団体としては、次の目
的を持った団体を想定しています。

1. 継続した活動基盤の確立
2. 法人が契約主体となることによる事業活動の充実化
3. 法律上の責任の所在の明確化
4. 個人財産と法人財産と混同防止
5. 対外的な信用の獲得等

認可地縁団体になるための要件

地縁団体が認可地縁団体となるためには市長の認可が必要です。認可のため
には次の4つの要件を満たしている必要があります。

1. その区域の住民相互の連携、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好
な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同生活を行うことを目
的とし、現にその活動を行っていることと認められること。
2. その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められている

こと。

3. その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることのできるものとし、その相当数の者が構成員となっていること。
4. 規約を定めていること。

認可後であっても、これらの要件のいずれかを満たさなくなった場合は、認可取消となりますのでご注意ください。



詳しくは担当へお問い合わせください。

《担当課:市民協働推進課 市民活動推進係》

認可地縁団体の代表者等の変更について

認可地縁団体として市が認可した場合は、会長の変更や規約の変更を行った際に市に申請する必要があります。

変更にあたっては、総会での議決が必要となりますので必要書類に変更したことを証する書類（議事録等）を添えてご提出ください。

必要書類等については、3月末に市から認可地縁団体へ郵送いたしますので、変更の際には忘れずに申請をお願いします。

《担当課:市民協働推進課 市民活動推進係》

認可地縁団体証明書の交付について

認可地縁団体証明書（地縁団体台帳の写し）は誰でも請求することができます。

証明書が必要な場合は、請求書に必要事項を記入の上、窓口か郵送で市民協働推進課へ提出してください（FAX・メールは不可）。

請求には、手数料として1通300円が必要です。

なお、証明書は即日交付できませんので、時間に余裕を持って請求してください。詳しくは、事前に担当までご相談ください。

《担当課:市民協働推進課 市民活動推進係》

認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例

1. 不動産に係る登記の特例とは

認可地縁団体に名義を変更しようとした不動産が、既に亡くなった人の名義になっている場合、古い名義人であるほど、相続の確定に多大な労力を要します。

そのため、平成 27 年 4 月 1 日より、地方自治法が改正され、認可地縁団体が一定期間所有（占有）していた不動産であって、登記名義人やその相続人の全てまたは一部の所在が知れない場合、一定の手続きを経ることで、認可地縁団体へ所有権の移転の登記をできるようにする特例制度が設けられました。

なお、市の認可を受けていない地縁団体が、特例制度の対象となる不動産を所有している場合は、市の認可を受けて認可地縁団体を設立した後であれば、特例適用を申請できます。

2. 申請の要件

申請を行うには、次のすべての要件を満たしている必要があります。

- (1) 認可地縁団体が当該不動産を所有していること
- (2) 認可地縁団体が当該不動産を 10 年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していること
- (3) 当該不動産の表題部所有者または所有権の登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員またはかつて認可地縁団体の構成員であった者であること
- (4) 当該不動産の登記関係者の全部または一部の所在が知れないこと

なお、申請書類の詳細や制度の概要等、詳しくは担当までお問い合わせください。

《 担当課:市民協働推進課 市民活動推進係 》

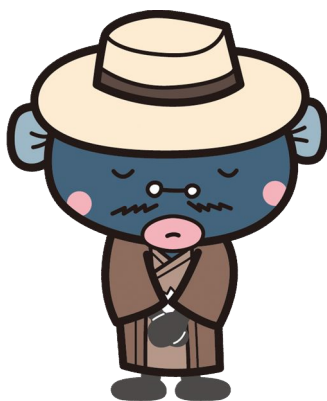
市から依頼する配布・回覧・掲示について

市では、各自治会へ、市政情報などに関する文書等をお送りし、回覧や配布をお願いする場合があります。

市からの各種情報はホームページや広報あびこでもお知らせしておりますが、より多くの世帯に周知できる方法として、自治会を通じた回覧等をお願いしています。

配布物をできる限り少なくすることや、複数の回覧物をお送りする場合は、お届け日を合わせるなど、自治会の皆様のご負担がなるべく小さくなる様、改善していきますので、ご協力をお願いいたします。

なお、内容に関するお問合せは、各情報に記載の担当課へお願いします。



お手数をおかけしますが、よろしくお願いいたします

我孫子市市民公益活動補償制度

1. 制度の概要

- 市民活動団体が、「公益的な活動」を行っている際に起きた事故により、市民活動団体のメンバーが怪我などの傷害を負った場合や市民活動団体が賠償責任を負った場合の負担を補償します。「自分の楽しみの活動」、「趣味を深める活動」、「PTA活動」などは、この制度の補償の対象になりません。
- 単なる見学者など、不特定多数者は補償の対象になりません。
- 市が保険料を負担しますので、市民活動団体の負担はありません。

2. 補償の対象となる市民公益活動

- 主たる活動拠点が市内にあり、かつ、構成員が5名以上の団体（構成員の70%以上が市内に居住していることが必要）による「公益的な活動」が対象となります。ただし、日本国外の活動、営利・政治・宗教に係る活動を除きます。
- 市民公益活動の指導者は、無報酬の場合や交通費程度の実費を受取る場合のみが対象となります。

<補償の対象となる公益的な活動の例>

□地域社会活動

自治会・町内会及びまちづくり協議会の活動のうち、総会や役員会など会議への参加、防災訓練、防犯パトロール、公園清掃、おまつりの準備・開催など



<自治会活動で対象となる場合>

- ・自治会の計画に基づいている活動
- ・参加者名簿を作るなど、参加者を把握できているもの



<自治会活動で対象とならない場合>

- ・突発的に発生した活動
- ・不特定多数の来場者

例) 親睦会、自治会内のサークル活動、自治会が主催するお祭りの一般参加者など

※状況により補償の対象とならない場合もありますので、ご相談ください。

□ボランティア活動

朗読、手話、傾聴、折り紙、お手紙、託児、心のケアなど

□まちづくり活動

道路・公園清掃、花壇の維持、地産地消の啓蒙、国際交流(ホームステイは除く)など

□その他公益的と認められる活動

- ボランティア活動をしている4名以下の団体または個人の方は、我孫子市社会福祉協議会のボランティア保険に登録できます。詳しくは、ボランティア市民活動相談窓口『て・と・り・あ（電話 04-7185-5233）』までお問合せください。

3. 補償等の内容

(1) 傷害

□ 傷害は、公益活動に参加する通常の合理的な往復経路での事故、公益活動中の車両事故によるものも対象となります。

□ 公益活動中の事故で、死亡または傷害を受けたときは、次の表のとおり補償されます。

	傷害（熱中症、食中毒を除く）	熱中症、食中毒
死亡	500万円	500万円
後遺障害	15万円～500万円	9万円～300万円
入院	日額3,000円（事故発生の日から180日を限度とします）	
通院	日額2,000円（事故発生の日から180日までの間で通院日数90日を限度とします）	

(2) 損害賠償

□ 市民活動団体または責任者・指導者が公益活動中に過失により第三者の身体や物品（財物）に損害を与え、法的な賠償責任を負ったときは、次の表のとおり補償されます。

身体賠償	限度額	1人につき	6,000万円	かつ	1事故につき	3億円
財物賠償	限度額	1事故につき	100万円			
受託物賠償	限度額	1事故につき	100万円			

□ 損害賠償は、公益活動中であっても車両の所有・使用・管理に起因する事故は対象となりません。

□ 受託物賠償とは、公益活動中に市民活動団体の責任者・指導者が第三者から預かった物を壊したり、なくすなどして責任を問われたときに適用されます。

□ ケースによっては、補償の対象とならない場合があります。

手続きの流れなど詳細は我孫子市ホームページにてご確認ください。

我孫子市市民公益活動補償制度

検索

※我孫子市ホームページ>暮らし・手続き>市民活動・自治会・地域コミュニティ>市民公益活動保証制度

お問い合わせ

我孫子市役所 市民生活部

市民協働推進課 市民活動推進係

〒270-1192





我孫子市我孫子1858番地

電話：04-7185-1467（直通）

FAX：04-7185-5777

**自治会の活動を我孫子市の
ホームページに掲載して、
みんなに紹介しような～**



-  **こんなに楽しいお祭りをやっているよ！**
-  **防災訓練をこんな風に行っているよ！**
-  **自治会役員の引継ぎを工夫しています！**
-  **地域の清掃活動を行いました！**

**あなたの自治会活動が、他の自治会の活動の
参考になるといいな～**

お知らせしたい情報がある自治会は市民協働推進課までご連絡ください。詳細は我孫子市ホームページ>暮らし・手続き>市民活動・自治会・地域コミュニティ>自治会に関する情報>自治会活動に役立つ情報をご覧ください。

※政治的・宗教的・営利的なもの、その他不適正と認めるものは掲載できません。

我孫子市 自治会活動に役立つ情報 **検索**





「我孫子市自治会便利帳」令和6年度版

発行：我孫子市（令和6年3月）

担当：市民生活部 市民協働推進課 市民活動推進係

〒270-1192 我孫子市我孫子 1858 番地

TEL：04-7185-1111（代表）

FAX：04-7185-5777

E-mail：abk_kyodo@city.abiko.chiba.jp